

黍、高粱及配合飼料で、それも輸入するものに限る方針だ。

七、飼料配給に於ても日滿ブロックを形成

飼料は農業經營の爲の直接的經營費中、肥料費に次ぐ重要性を有し（昭和九年の農家經營実績によると、肥料二割六分、飼料二割二分を占む）、その國內消費高は濃厚飼料のみでも、昭和十一年に於て數量三百六十二萬噸、金額一億八千八百萬圓に達する。其等の六〇%乃至七〇%は國內生産で間に合ふが、残餘は滿洲國及關東州並に第三國よりの輸入に依つてゐる。

(一) 飼料供給概要(昭和十一年)

數量	割合	金額	割合
國內生産	二七・二%	六・三	六・八%
滿洲國及關東州より輸入	三三・三%	九・二	一〇・〇%
其他より輸入	三六・五%	一〇・五	一三・二%
計	一〇〇・〇%	一八・〇	一〇〇・〇%

而して第三國との關係は蘭印、南米、英印、佛印、南阿から玉蜀黍を、支那から藎、油粕類、高粱を、加奈陀、濠洲から飼料用小麦をそれら輸入してゐる。處が事變以來支那からは殆ど杜絶し、又爲替許可關係、運賃高等のため他の諸國からの輸入は困難を加へつゝある。其處で滿洲國及關東州からの輸入を殖やす事になり、殊に滿洲國の五ヶ年計畫と歩調を合せてその餘剩力を利用せんとするの

が、今度の飼料配給圓滑化の根本方針になつた。本法の施行期間を五ヶ年と決めた所以でもあるが、過般の議會に於ける政府委員の提案理由にも「輸入飼料に就ては之が供給確保、其他色々の點から見て、友邦滿洲國より出来る限り入れる様適切な措置を講じ、日滿經濟圏内に於ける自給化を圖る必要を認め、此點に關し夙に滿洲國側と共に種々研究した」とあるに依つても、此間の事情が判る。

(二) 昭和十一年飼料輸入數量(千噸)

飼料供給	内譯	
	總高	其他の
×飼料	一一五	一〇四
玉蜀黍	三三〇	三三
高粱	九	六
藎	一六三	一三
油粕類	五七	一〇
其他	三六	一
計	一、五二	一五

(備考) ×殆ど全部配合飼料。農林省調査

即ち必ずしも第三國からの輸入を禁止する譯ではないが、滿洲國(及關東州)依存を強化する。そして内地に設立された前記の飼料配給會社(輸入、加工、卸賣等の各業者並に團體を株主とする。配當六分目標)と、滿洲國の農業合作社及新設さるべき輸出策會社と相互に連絡をとり、國內の飼料供給を潤澤にする。輸入量は玉蜀黍三十萬噸、高粱十五萬噸、合せて年四十五萬噸を目標にしてをり、右統制會社以外には飼料の輸入(或は輸出)をさせない方針である。

今次事變勃發後各種飼料市價は一時相當の昂騰を見たが、飼料統制問題が表面化して舊臘からほど

事變前の位置に戻りつゝある。本法は投機、思惑による市價の人為的な吊上げや、ダンピングを防止するのを一の目的とするが、刻下の時局下に於ては、それは要するに人馬の應召其他による自給飼料の生産減を防ぎ、兼ねて軍用馬糧の需要増に不安なからしめ、更に各種畜産の可及的な自給自足に役立たせる使命を持つてゐる。本法は當面統制の対象を輸入される玉蜀黍、高粱、配合飼料としてゐるが、今後は麩とか他の物にも及びものと考へられる。而して輸入麩の如きは全部飼料向けと見られ、而もそれは養鶏以外の家畜用に給されてゐる。

(三)内地に於ける家畜及家禽趨勢

輸入配合飼料、玉蜀黍、高粱等は寧ろ養鶏用に大部分供せられてゐる實情だが、傾向的には玉蜀黍、高粱の家畜用輸入量は年々増加の趨勢にある。かの馬、緬羊、豚等の増産奨励、殊に前二者の政府の増産計畫に照合すれば飼料問題は戰時、平時を通じて將來益々緊急化する事情にある譯だ。上表の如く近時主要家畜及鶏の數量は増加を辿つてゐるが、馬だけは減少傾向を示してゐる。此の點に就ては軍部方面からの増産計畫が具體化する模様である。

牛	大正九年	一、三九	昭和九年	一、四六	昭和十一年	一、七二
馬	大正九年	一、五二	昭和九年	一、四六	昭和十一年	一、四三
緬羊	大正九年	三	昭和九年	一八	昭和十一年	六
山羊	大正九年	一〇二	昭和九年	一七九	昭和十一年	二五
豚	大正九年	三〇九	昭和九年	六二	昭和十一年	九一
鶏	大正九年	二〇、三五	昭和九年	三、五〇	昭和十一年	五、七五

(備考)鶏は千羽、其他千頭。農林省調査。

第十一章 廣義國防の要諦たる國民生活の安定

一、人的資源擴充の爲に

去る第七十三議會は、我が國社會政策上の缺陷として指摘されて來た幾多の社會立法を、殆ど全部通過せしめたと云ふ意味で、劃期的である。それら立法中には既に長年話題に上り、或は議會に提案までされながら、握り潰されて來たものもある。併し今日の斯る劃期的の成果は、在來の社會立法と全然その意義、本質を異にせる事情に由來してゐる。

既存の所謂社會立法は、多く、現社會制度の缺陷から生ずる諸害惡を矯正救済すると云ふ、所謂社會政策的意義によつてゐるのであるが、今度の社會立法は、その社會政策的意味をも含めて、もつと廣い積極的立場、即ち人的資源擴充強化の目的と、戰時に於ける銃後の生活安定及び諸救済の目的を達成せんとする強い必要性に基くものである。それら社會立法は次の如くだ。

- 一、國民健康保險法(厚生省所管)、四月一日公布、七月一日施行兼定
- 二、社會事業法(同上)、四月一日公布、六月一日施行
- 三、商店法(同上)、三月二十六日公布、十月一日施行兼定
- 四、簡易生命保險法中改正法(同上)、三月二十六日公布、十月一日施行兼定
- 五、職業紹介法中改正法(同上)、四月一日公布、七月一日施行兼定
- 六、入管者職業保障法中改正法(同上)、四月一日公布及施行
- 七、恩給金庫法(内閣恩給局所管)、四月一日公布、施行期日未定
- 八、庶民金庫法(大藏省所管)、四月一日公布、施行期日未定

右の各項の他に、四月中頃、傷兵保護院令が公布實施された。以下これらの諸法律の解説を試みよ。

二、醫療合理化を指す國民健康保險法

本法は先に第七十議會で衆議院の一部修正を受け、貴族院もその修正通り委員會を通過したが、本會議で成立を見ぬうちに衆議院解散となつて貴族院停會の爲め流産の憂目を見た。第七十三議會では殆ど前の原案通りの法案を出したが、銃後の重要政策として、大した論議もなく成立した。

我が國に於ける國民不健康化は最近著しいものがあり、その一の理由として現在の醫療費が、多數國民の經濟生活のレベルに比し非常に高價になつてゐることが挙げられるが、これを合理化せんとするが本法の目的だ。同時にまた醫療費の軽減と合理化は、貧困防止の有力なる手段でもある。この意味に於て本法は、可及的少い經濟的負擔と平素の用意とを以て、國民の治療を保險制度化したもので、内容は大要左の如くである。

(一)保險組合の設置—市町村等の地域を單位とし、その区域内の世帯主を以て組合員とする「普通國民健康組合」を作らせ、また同一事業、同一業務に従事する者をして「特別國民健康保險組合」を設けしめて、相互扶助の精神に則り、組合員に毎月保険料を拂込ませ、その組合が組合員に對し醫療費その他を負擔する。

但し現に農山漁村に於て、營利を目的とせぬ社団法人にして社員の爲に醫療を行つてゐる醫療利用組合の如きものがある場合は、官許を得れば、その法人をして國民保險組合の事務を代行せしめ得るやうになつてゐる。

(二)保險組合の成立—保險組合の設立は何れも原則として任意である。但し普通組合に於ては、同

一地域内に三分の二以上の加入者ある場合に限り、必要あるときはその地域内の全世帯主を會員として強制することが出来る。

(三) 組合員と被保険者—保険給付を受ける被保険者は、組合員及び同一の家族、使用人等、その世帯に屬する者である。但し左記の(五)にある様に、力なき貧窮者と雖も、共済の精神に則つて特別に之をこの組合の中に包含すると同時に、大體に於て本制度は中産階級以下のものを對象としてゐる關係上多額収入者は加入せしめないことになつてゐるが、農村等は寧ろこれも加入せしめた方が適當の場合多いので、これは地方の實情に即して決することになつてゐる。

(四) 保険の給付—大體に於て療養、助産、葬祭の三種。療養の給付だけは組合たる以上必ずせねばならぬ施設としその他は特別の事由により略すことが出来る。給付は原則として現物給付だが、時に現金を以てすることも出来る。保険給付の範圍、程度、支給期間は實情に即して組合をして自治的にこれを決めさせ、且つ積極的に被保険者の健康保持増進に關する保健衛生施設をすることも出来る。

(五) 保険料—組合員は保険料を支拂ふ義務があるが、この料金の率、算定徴收の方法等は何れも給付内容及び地方特別の事情によることとされるからこれも自治的に組合が決する。通常保険料率は組

合員の資力程度に應じて若干の差を附し、農村では物納の方法を採り、或は特に收穫期に納めさせるとか、可及的組合員の苦痛を減ずる方法を講ずる他面、無納者に對し強制徴收を爲し得る。

無事故者に對しては保険料の一部拂戻も出来るが、また診療の濫用を防止し併せて組合負擔を軽減し、且つ受益者負擔の思想を失はしめぬ爲に、その受益者に療養費の一部負擔を命ずることを得るとしてゐる。

(六) 醫療機關との關係—被保険者は何れの醫療機關に就くとも自由である。この自由選擇の制度は現行醫療制度に對し悪影響を及ぼさぬことを期したものであるが、醫師に對する報酬は、その保険組合から、醫療機關側と一定の契約に基き支拂はれる。組合又は代行法人が被保険者に對し診療、藥劑の支給を爲す醫師、齒科醫師、藥劑師等の範圍を定めるには、地方長官の認可を要し、地方長官はこれを官吏、組合側、醫師會、齒科醫師會、藥劑師會側よりの委員を以て組織する「國民健康保險委員會」の意見を徵することになつてゐる。該委員會はなほ組合と醫療機關側との紛議を斡旋解決するの任に當る。

右が本法の內容の概要であるが、現下の時局で、物價騰貴による生活不安に惱まされんとしつゝあ

る今後の國民大衆に、組合を作り、租税月納に等しい保険料金を支拂ふ餘裕ありや否や、これ特に直面する實際問題ではあるまいか。またこの制度は、既存の労働者保険制度に見る如き粗診粗療、醫師の醫療單價のゴマ化し、醫療濫用の傾向を憂えしめずには措かない。併しこの制度が豫期通り實現出來たら、國民の幸福は大に増進されるであらう。併し若しも失敗に終るとしたらば、社會は「醫業國營論」へ邁進するであらう。

三、社會事業の健全化と社會事業法

今度の「社會事業法」は、一方に於て眞に社會事業の名に値するものを助長保護して銃後の活動を期待すると共に、社會事業の美名に匿れるインチキなものを彈壓せんとすることを目的とし、社會事業の合理化と統制を目論むものである。現に從來この方面に毎年約二十萬圓の補助しか出してゐなかつた豫算を、本年度より本法施行を機として五十三萬餘圓に引上げた。本法の内容を要約すれば左の如くである。

(一) 事業法適用の範圍—既存の社會事業法として、現に救護法、少年保護法、職業紹介法、公益質

屋法等、その他特別の個別法があるから、その部分は皆これに依らしめ、本法は爾餘の全部を原則として適用せしめられる。但し事情により本法適用を適當とせぬものに對しては、本法の例外として勅令を以て規定する方針であると云ふ。

(二) 社會事業の保護助成—政府は豫算の範圍内に於て相當の補助金を交付し、その他事業の經營を強固ならしめる爲に、その土地建物に對しては地方税を免除する。

(三) 政府の指導監督—本法は、社會事業の開始、廢止に一定の届出をなさしめ、監督上必要な調査又は指示をなし、事業施設に必要な建物、設備の改良を命ずるの權能を地方長官に與へ、且つ經營者が法規に違反の場合、或は著しく不當行爲のあつた場合は、主務大臣は經營の禁止若し制限をなし得る旨を規定してゐる。寄附金の募集は從來警察令の取締を受けてゐたが、今後は本法によつて統一的に取締りを行ふ。

また地方の情況により特別の必要ある場合は、主務大臣は道府縣、特別の市に對し、社會事業の經營を命じ得るの途を開き、且つ、地方長官は適當な社會事業施設に對して要保護人の收容を委託し得る。これは銃後の救用に、今までのやうな社會事業の放任状態では到底間に合はないことから來た中

中央統制である。

(四)中央社會事業委員會—中央に設けて大臣の諮問機關とする外、社會事業に関する調査審議をなさしめる。また道府縣にも實情に即してこの種諮問機關を設けしめ、中央、地方、官、民の全國的縱横の連絡を得しむることとしてゐる。

四、商店勞務者と商店法

我が國で勞働者保護の法律は既に工場法、鑛業法を初め種々の法規があつて、諸般の社會政策的効果も少なくないのに反し、商店勞務者ばかり保護から取残され、依然として封建時代よりの舊習で、盆と正月の數日を除いては休日もなく、朝早くから夜遅くまで休息も修養の餘暇もなく立ち働かされて來た。従つて知識的にも、肉體的にも、氣の毒な状態にあつた。夙にこの舊弊の合理化を目指して、昭和五年東京吳服商組合から「商店營業時間短縮の法規制定に関する陳情」があり、翌六年衆議院は「商店の閉店時刻限定に関する建議」を可決して、當局を動かすところあつた。その後「商店法案要綱」なるものが出來て、しばしばこれが提出の話題は絶えなかつたが、一面中小商店街の不振と、牢

固たる舊習の爲に當局が提出を躊躇してゐたものと見られた。

最近特に國民體位の低下による國力の減退が憂えられ、特に壯丁の保健衛生が慎重に注意されてから、こゝに此法律の必要性が力説され、成立に至つたのである。内容は勞務時間の制限を主とし、大要左の如くである。

(一)本法適用の商店—市街地(市は全部、町村は市に隣接して市と不當競争を生ずる虞れあるものにて、主務大臣が指定する)に限る。而してその物品販賣業及理容業を営む店舗を対象とし營利、非營利を問はない。但し料理店飲食店等は適用外におく。

(二)閉店時刻の制限—商店員保護の爲に、先づ店舗の營業時間を制限せんとするもので、閉店を原則として午後十時とし、その後の營業を禁じてゐる。但し、負傷、疾病、災害等の緊急事由によるものはこの限りでない。

夜間特に賑やかな盛り場で、十時では困難と認められる地域に限り、行政官廳は十一時まで延すことが出来る。併しその場合、地方の關係團體の意向を聽いて後に決せねばならぬ。

例外として、年末、年始、中元、祭日等に於ては、長時間營業の舊習を認め、年六十日以内の日數

を最高限度として閉店時間の繰延を許すこととし、なほ特に必要なる時は例外も認められることになつてゐる。

(三) 休日の必要—本法は使用人に對し毎月最少一回の休日とを定めたることを定めた。休日は營業そのものまで休止せしめることの方が徹底的に實施が出来る譯だがこれは本法で避けてゐる。

(四) 例外の店舗—興業場、博覽會場、停車場に於ける賣店は營業場所の關係上他と不當競争の虞も少いので、閉店時刻の例外許可の規定を設けた。

(五) 大商店の特別規定—大商店の繁忙緊張の程度は到底通常商店の比ではないので、特にそこに働く年少者及び女子に就ては工場法と同様の趣旨に依る就業時間と休日の規定を設けた。即ち常時五十人以上の商店員を有する店舗にしては、十六歳未満の者、及び女子は一日就業時間を十一時間とし、休みは月少くとも二回のこと。但し年末、年始、中元、祭日等の繁忙期は例外を認める。

(六) 交通機關内店舗と露店—何れも本法の適用外におき、露店が一般店舗と不當競争に陥る虞れある場合、行政官廳は終業時刻を定め得る。

五、簡易保險金額の引上

簡易保險事業は大正五年創始以來驚異的發展を示し、既に總契約數二千八百萬件、保險金額四十一億圓を超え、積立金十三億圓、國民三分の一以上は本制度の利用者であると云ふ。現在これが保險金の最高限一人當り四百五十圓となつて居るが、これでは不十分なりと云ふので、七百圓を最高とするのが「簡易保險法中改正法」である。民間保險加入者は大體一口一千圓以下の契約で、それ以下は全體の六%に過ぎない。然らば一千圓と四百五十圓との間は、民間でも餘り手を觸れないものと見て、本保險の七百圓への引上は、それだけ加入者の有事の手取金が多く取り得ることになり、社會的意義は少くない。勿論この引上は、國民に貯蓄獎勵の効果を齎し、従つてその積立金の増加は國家財政、金融の上に好結果を來すものと思はれる。

六、「職業紹介所國營」實現の意味

現職業紹介制度は大正十年の職業紹介所に基いて發展して來たが、その制定、設立の動機及びそ

の後の社會狀勢からして、失業救済の周旋所を出ることが少なかつた。最近やゝ勞務需給調整の方向に進んでは來たが、それも市町村等の地方公共團體にこの紹介所の機能を委ねてゐる關係上、紹介所の活動が全國で統一連絡を缺き、且つ各紹介所の活動が、その地域に限られ、國家的見地に立つて之を縦横に運営するには極めて不都合である。

殊に今事變後の我國の勞働界は、軍需勞務を全國的に動員、統制してこれが豊富を期すことが必要であり、また歸還兵及び傷痍軍人の職業斡旋には國家機關として全責任を以て努力を要する。即ち全國の人材を國家的必要に應じて運轉することは、正に刻下の急務なのであるが、從來の制度では到底期し得べくもない。そこで我が職業紹介所法の全面的改正が企圖せられ、「職業紹介所法中改正法」が制定され「紹介所國營」が確立されたのである。本法改正の要點は左の五項にある。

(一)職業紹介所の目的—紹介所の眞の機能は、國民全體を對象として、勞務の適正なる配置を圖り、以てこれを調整することにあらねばならない。本法はこれを明示した。その勞務の適正なる配置とは、國策の線に沿つて勞務者の個人的、家庭的事情を精へ、勞務需要の實情に即して、これを斡旋指導するの意である。

(二)職業紹介所の國營—既存の市町村經營の公益紹介所を、本法は殆ど全部國營化してゐる。市町村の區域を超越して全國に紹介所網を張り、勞務の全國的調整を試みるには、國營の中央集權的活動がなければ、到底企て得られないとの結論に達したからである。

(三)新職業紹介事業の内容と機構—勿論職業口入紹介が仕事の樞軸であるが、更に職業指導をも行ひ、その他紹介に關聯する一切の事業を行ふ。運営の機關としては

(イ)第一線の職業紹介所を全國の要所に配置し、紹介網に漏れなからしめ、これに相當數の職員を配屬する。

(ロ)業務の一部を市區町村長等をして行はしめ、この區域毎に聯絡委員を設置して全體の統制を圖る。

(ハ)地方行政の現制度に即する爲に、地方長官にこの運営の統轄を行はしめる。

(ニ)中央地方に各々職業紹介委員會を設けて民間の要望を常に打診する。

(四)事業經費の負擔—この實際的直接的利益を受けるものは地方であるし、現に既存紹介所の經費は大部分地方公共團體で負擔してゐるので、新制度でも一部を地方公共團體に分擔せしめることにな

つてゐる。

(五)國營紹介所以外のものに就て—國營以外のものは統制上、原則として認めないが、今日直に現存のものを全部禁止することは不當だから、主務大臣指定或は許可の特殊紹介事業に限り、これを認める。また職業紹介類似の勞務供給、募集業者は、その弊害を除く爲に許可主義を徹底させてゐる。

右の如く本年度より積極的な、國營紹介所の活躍を見る譯である。政府の豫定では、國營紹介所が全國に配置されると、年運營經費約六百萬圓を要するが、本年度は三百六十七萬圓の豫算が計上されてゐる。

七、入營者職業保障法改正

「入營者職業保障法」はもと昭和六年公布施行された。これは、入營者に對し、その故を以て就職に不利となり、或は退營後の再雇傭に支障を來すことなからしめることを目的として來たが、更に事變の擴大化と動員の廣汎化に伴ひ、應召者を社會的に優遇するの必要を認めて、こゝに左の如く大規模の改正を斷行したのである。

(一)再被雇傭者に對する處遇—現行法第三條に退營者の再雇傭の場合、給すべき勞務及給與は「入營直前の勞務及給與と同等なること」と規定しある關係上、同等以上の勞務及給與を適當とする場合にも、これを不要と解するものがあるので、當人の不利は同情すべきだとして、その場合給すべき最少限の勞務及給與を明示して、規定の趣旨を明かにした。

(二)再雇傭者條件の修正—現行法五條は雇傭者にして當時五十人以上の被傭者ある場合、本法の適用を受けるものであるが、之を「三十人以上」とした。

(三)再被雇傭者以外のものゝ處遇—現行法は入營前雇傭關係にあつたものに就て再被雇傭の道を設けてゐるが、入營前に斯る關係になかつたものゝ多數に就ては、その就職に關し何等講ずる所がなかつた。今度は第五條第二項に職業紹介事業をなす行政廳は、原職なきもの、又は原職復歸困難なるものの就職に就て、雇傭者に對し優先取扱を懲憑することを得るとしたのである。

八、傷兵保護院の設立

戦時國內生活の安定化や退役者の復職等の、銃後の一時的社會處置が、戦果に重大關係あるは勿論

だが、傷兵の生活問題は全國民に課せられた今後長期間の重責であつて、この處遇如何は前線の士氣に關し、前者の社會處置と共に由々しい問題であること、こゝに改めて説くに及ぶまい。去る四月十八日傷兵保護院が設立され、その徹底的處遇を講ぜんとしてゐることは、國民の頼もしく感ずるところである。

保護院は差し當り三千五百萬圓を本年度の豫算としてゐる。その大スケール思ふべしであるが、その大要は、名譽職の總裁を置き(本庄繁大將が就任した)、副總裁を専任せしめ、必要事務官を置いて取敢えず左記の事業を行ふことになつてゐる。

(一) 負傷、疾病軍人の徹底的治療 (イ) 全國に結核療養所を二十五個所に設立する。(ロ) 同様十ヶ所の温泉保養所設立。(ハ) 一ヶ所の精神病患者保養所設立。

(ニ) 傷病軍人の職業補導

(三) 戦死者、傷病軍人、遺家族の育英事業

第十二章 支那開發援助と國策會社の役割

たとへ戰場で如何に華々しい大勝利を得るとも、若し日本が支那開發の大事業に就いて何事をもなし得ないとするならば、皇軍の流した血も汗も、銃後國民の臥薪嘗膽も、結局は水の泡と消へ去つてしまふであらう。北支那開發會社及中支那振興會社なる二つの國策會社が生れた所以のものは、云ふまでもなく、この戦争の最終的意義を達成せんがためである。されば、この二つの國策會社に關する法律を解剖して見れば、日本が支那開發のために如何なる姿勢を示しつゝあるか、端的に判つてくる筈である。

一、北支開發の姿勢

先づ北支開發會社から始めよう。この會社は「北支那に於ける經濟開發を促進し其の統合調整を圖るを目的とする」ものであるが、この目的を實現するために「左の事業の主要なるものに對し投資又

は融資を爲し其の經營を統合調整する」ことになつてゐる。その事業とは次ぎの通りだ。

- 一、交通、運輸及港灣に関する事業
 - 二、通信に関する事業
 - 三、發送電に関する事業
 - 四、鑛産に関する事業
 - 五、鹽の製造、販賣及利用に関する事業
 - 六、前各號の外北支那に於ける經濟開發を促進する爲特に統合調整を必要とする事業
- 即ち、凡そ一國經濟の根幹をなす事業は何でもその業務の對象とするとなつてゐるが、併しこの會社は何處までも投資會社であり乃至は統制會社であつて、それ自體が直接に資源の開發や交通運輸を營むものではない。云ひ換へれば北支開發の資金的チャンネルとなり、經營、統制の總元締たるがこの會社の役割である。而して、各種の事業は個々の子會社に經營させ、その子會社は日支合辦、一事業一會社を原則とし、また右に列挙しない事業に就いては自由進出を原則とする建前になつてゐる。なほこの會社の特殊性として此處に指摘して置かねばならぬのは、それが最も本格的な國策會社だ

と云ふ點である。資本金その他資金調達に就いては後で述べる如くだが、總裁、副總裁の任命を始めとして、業務全般の監督權、定款變更、利益處分の認可權、業務監視の爲の監理官の設置權等は、總て政府の手に委ねられてゐる。また、北支那開發會社法の第二十五條には特別に規定を設けて政府はこの會社の業務に關し「監督上、國防上、又は北支那に於ける經濟開發を促進し其の統合調整を圖るため必要な命令を爲すことを得」る様になつてゐて、國策會社としての役割を果す上に萬遺憾なきを期してゐるのである。

然らば、この會社の供給し得る資金は幾何かと云ふに、先づ資本金は三億五千萬圓、將來は政府の認可を受けて増加出来ることになつてをり、且つ政府は一億七千五百萬圓を限つて出資すべきことになつてゐる。政府の出資は金錢以外の財産を以つてすることも出来る様になつてゐるから、恐らく鐵道及車輛等の現物出資が可成りの巨額に上るであらう。この資本金の外に、北支開發債券なるものを拂込株金額の五倍を限つて發行し得ることになつてをり、その元利の支拂は政府が之を保證することを得る規定になつてゐる。假りに資本金三億五千萬圓を全額拂込み、且つ最高限度まで北支開發債券を發行した場合を想定すると合計二十一億圓の資金を調達出来る譯である。この外に、政府の認可を

受けて借入金を爲すことも出来るのであるから、日本の金融力が許しきへすれば直ぐに數億圓位の資金は調達出来る仕組みになつてゐる。

北支開發會社なるものゝ概容は以上述べたところで明かであらうが、さて問題はこの姿勢でどれだけの仕事が出来るかである。以上述べた様に、日本の金融力乃至生産力が許しきへすれば數億圓でも十數億圓でも資本をこの會社は調達し得るのであるが、當面の實際問題として、先づ日本にそれだけの資本を北支に投ずる餘力ありや否やが懸念されるであらう。既に支那事變費が我が國の財政と實際收支とに痛烈な壓迫を加えつゝあることは前の諸章に述べてある通りだが、この上北支に巨額の資本を投下せんとすれば、この壓迫は愈よ加重される。我國の負擔によらずして急速に開發工作を進めんとすれば、結局英米その他の外國資本を誘導するほかない。が、それは今日の如く緊迫した外交關係の下では實現性が極めて乏しいと云はねばならぬ。此處に、即ち巨額の資金の調達が極めて困難であるところに、第一の、而して決定的な難關が横たはつてゐるのである。

固より支那の開發には技術も必要、經驗あり抱負ある人材も必要である。それ等の點に就いて細かに洗ひ立てれば、勿論不足不満とすべき點はあらう。が併し、我國が現在持つてゐる技術と人材と

は、決して支那開發事業の將來を失望させる程貧弱ではない。最も貧困なのはその資本力であり、云ひ換へれば生産力である。尨大な軍事費の消化と並行的に、支那を急速に開發するだけの重工業生産力を持つてゐないと云ふ點である。

二、日本の生産力が限界

轉じて北支自體の狀況を具さにみるならば、此處には日本の手による開發を阻むものは殆どない。勿論、仔細に云へば、治安の回復はまだ、鐵道沿線の主要地域に限られてを、いま直ちに開發工作を進め難い地方もあるし、また日本よりも遙かに前から進出して既成の地盤を持つてゐる外國資本との摩擦もある。併し乍ら、これ等はやがて時日の経過と共に解決される性質の問題である。而して、經濟的に見た北支は交通に、資源の開發に、極めて好望なる將來を約束されてゐるのである。今此處には、交通發達の狀況や、鑛産資源の埋藏量や開發の程度等について個々別々に具體的に述べる餘白はない。併しその一端を述べても、由來北支は東洋の鑛産寶庫と稱せられ、鐵、石炭を始めとして金、銀、銅、鉛、滿鐵、天然曹達、石棉、硝石、硫黃、螢石、マグネサイトその他の資源があるが

資本の缺乏と、交通機關の不備と政治の不安定との爲めに、大部分は未開發のまま残されてをり、調査の如きでさへも完全にはまだ行届いてゐない仕末である。併し北支の石炭は米國、カナダに次いで世界第三位と稱せられ、埋藏量約千三百二十億噸(北支五省が全支那の六割)に及び、就中山西省は支那のザールと云はれる。これに資本を投じて舊來の幼稚なる小規模採炭を近代的大規模經營に改め、交通機關を整備して高率の運賃を低減し、封建的惡税の重壓を除けば、極めて顯著な効果を擧げ得ること明白だ。鐵も埋藏量一億八千萬噸(全支の約半分)と稱せられるが、採掘方法は舊式の狸掘が多い。製鹽業も、河北山東各省共に天然の好條件に恵まれ、從來の高率鹽税を低下さへすれば、その生産は二倍にもモットにも増し、此處に化學工業も起し得る。棉花は、優良種子の配給その他指導宜しきを得れば、質的改善と量的増大の餘地は多分にある。羊毛また然り。而して、治水灌溉の施設をなし、二三年に一回づゝ周期的に訪れる大洪水と大干害とを豫防し得るならば、それだけでも二億圓や三億圓の民衆購買力を培ふ効果はある。この購買力を對照にしてまた各種の工業が勃興する餘地は絶大である。山東、河北、山西の北支三省だけで、面積も人口も共に日本内地のそれよりは多く、これに内蒙を合すれば、面積はその二倍に近く人口は一億人に及ぶ。その一億の民衆が、滿洲よりも低い

生活水準に置かれてゐたことは、年々數十萬人の自然移民が北支から滿洲に向けて流れてゐた事實によつても判るであらう。これは、反面から云ふと極めて低廉豊富なる勞働力の存在を意味する。資源的に見た北支が、支那大陸のうちでも最も有望な地域とされてゐるにも拘らず、一億の民衆が絶對的貧困に喘いでゐたのは、要するに政治が悪いのと、これを開發するだけの資本——物資——を持たなかつたからである。然るに、まづ政治は今度の事變によつて刷新されつゝある。残る問題は、此處に幾何の資本が注入されるかである。即ち、北支の開發がどれだけ出来るかは、一つに懸つて、日本の資本投下力(本質的には日本の生産力)の限度如何にある問題だ。北支自體の事情から云へば資本輸入は多々益々辨する譯で、三十億圓五十億圓と雖ども決して多しとしないのである。

三、中支方面の特殊事情

北支開發會社の姉妹會社たる中支振興會社は、その資本金が一億圓である點を除けば、政府出資の割合も、拂込資本金額の五倍まで債券を發行し得ることも、政府監督の極めて嚴重なる點も、以上述べたところと同様である。併しその目的は、北支の場合と稍異つて「中支に於ける經濟の復興及開

發を助成する點にあり、且つその業務も交通、運輸、通信、電氣、ガス、水道、鑛産、水産に關する各事業、及び右のほか中支に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業に對して投資し乃至融資を爲すことに規定されてゐる。北支と異つて、特に復興に重點を置いた理由は、云ふまでもなく事變前に於ける上海及びその附近一帯の經濟が、可成りの發展を遂げてゐたのを、戦争のためにこれが破壊されたので、先づ以つてその復興が緊要であると認められたからに外ならない。由來、北支は今後に於いて開發さるべき土地であるに對し、中支は商業貿易の對照とすべきであると云ふ差別感が、一般化してゐるが、それが此處にも現はれてゐる譯である。どの程度まで復興し開發し得るか北支の場合になした一般論が大體に於いて中支にもそのまゝ當てはめ得るものである。尙ほ中支に於ける各事業の具體的分析及び開發復興に伴ふ諸問題については、「東洋經濟パンフレット」第三十三輯『中支經濟の全貌と開發途上の諸問題』に於いて稍と詳しく述べて置いたから、それを参照され度い。而して北支那開發株式會社法並に中支振興株式會社法は去る四月三十日、共に公布施行されそれと同時に北支那開發株式會社及び中支振興株式會社の設立委員長には郷誠之助氏が任命されたが、北支會社總裁には大谷前拓相、中支會社總裁には兒玉謙次氏がそれ／＼就任する筈である。

第十三章 國家統制の新方向を示す電力法

一、電力法の劃期的意義

電力の國家管理が戦時に於て緊急必要であるかどうかには就ては、大いに議論が戦はされた。電力案提案者たる政府側では、電力國家管理は平時に必要であるのみならず、戦時に於てこそ肝要なのであると説明し、陸軍當局も亦さう云ふ趣旨に於て此の法律案を支持したのであつた。そして去る第七十三議會の秘密會では陸軍大臣が此の點を説明した様だが、然し一般國民が何故これが戦時に必要であるかを具體的に理解し得ぬうちに、法案は議會を通過した。

が然し、直接軍事に關する點は理解し得なかつたとしても、電力事業が全産業の基礎部門であり、電力の豊富低廉なる供給が凡ゆる産業、就中軍需資材供給部門たる化學工業、輕金屬工業發展の基礎であることを考へると、電力統制も亦——それが豊富低廉化に役立つならば——廣義國防政策の一翼

を占めるものに違ひない。ところが、國家管理が果して豊富低廉に役立つか否かの點も、實は先般の議會に於ける熱心な討議にも拘はらず、遂に明かにすることなしに終つた様である。

斯う云ふ譯で、果して電力國家管理が戰時體制の一部を爲すものと見てよいかどうかは、(原案作成者の意圖は別として)疑問が持たれる。たゞ此法律に於て何人も否定し得ないであらうことは、これが從來の國家統制には見られなかつた所の、新たな統制思想を盛つたものと云ふことである。此の點、全く劃時代的な法律と稱してよからう。即ちこれは、資本主義の修正と云ふ方向を目指した法律と言ひ得るのだ。此の法律に就ては既に多くの方面で論じられたことだから此處に繰返す必要はあるまいと思はれるが、然し我が國統制經濟の全機構を取扱ふ場合に電力國家管理を逸することは出来ない。此處に取上げることゝしたわけだ。先づ國家管理成立の經過を述べよう。

二、民有國營思想の出現

電力國家統制案は先づ民有國營案として現はれた。昭和十二年一月十八日、廣田庶政一新内閣の發表した所謂頼母木案は、既設電力會社の發送電設備を新設さるべき日本電力設備株式會社に強制出資

せしめ、その運用は政府が專管すると云ふ點に於て、法律的には私有權の飛躍的制限を招來し、經濟的には電力卸賣事業の社會化を企圖するものだ。名は民有にして國營と謂ふが、その實は國有になし得ざる財政上の困難を避ける爲に案出された一個の變態案に過ぎない。保守的法曹の權威等がこれを目して電力會社橫領法案なりと痛憤を洩らしたも、強ち無理からぬ筋合がある。

未曾有の繁榮を謳歌しつゝあつた當時の電力會社側は、凡ゆる力を動員して國營反對の烽火を擧げた。産業家側も金融家側も大多數はこれに積極的な支援を惜しまなかつた。電力國營の火粉を眺めてゐると、對岸の火災とばかりは安心し切れなくなつたからである。やがて己が身の上にも襲來すべき災厄が「フアツシヨ思想」の具現であり「國家社會主義の實踐」であるか見え出したので、勢ひ躍起となつて排撃戰を展開せざるを得なかつた。一電力事業の問題を全經濟機構に關する重要論題にまで擴大發展させた譯だ。

新興産業と、農村への電力供給を豊富低廉ならしめ、燃料資源の節約を圖ると云ふ目的に異存はない。だが、その目的の前に何故民營が悪いのか。果して、國營でなければその目的は達成し得ないのか。——此等の疑問は激しい攻撃と應酬の數々にも拘はらず、必ずしも明確には氷解しなかつた。立

脚點を全然異にする場合に常に見られる結末であるが、かくて結局は力ある者が勝利を占める以外に途はない。業者を擁護したと見られる大政黨の力が強かつたかどうかは暫く措くとしても、廣田内閣の瓦解に政黨の力が與つて力あつたことは否定し得ぬであらう。頼母木民有國營案は閣から閣へと葬られたと評してよい。次いで立つた林内閣の兒玉選相が、慎重を持し、やがては議會不提出言明を行ふに至つたのは、その標榜する「官民抱合政策」の然らしめた結果とも云へるが、事態を此處まで導いた力は相當政黨側からも出たと見てよからう。

三、永井案の成立

とは云へ、電力事業統制案はそれで消滅したのでは勿論ない。即ち近衛内閣の永井選相は昨年八月十三日新電力統制案作成を聲明したが、國營案再現の姿は民有民營案と銃打たれてゐた。業界との摩擦を可及的に回避すると共に、民間企業心を萎縮せしめざること」を新立案の基本方針とし、當業者を混じえた臨時電力調査會まで開きその呈示案の根幹を民有且つ民營の形態に置くのみならず、既設水力設備にも手を觸れぬ建前を闡明はしたが、結局その正體は民有國營たることが暴露したのである。

永井案が頼母木案の變裝に過ぎないとすれば、再び熾烈なる電力論争が捲き起されたは云ふまでもない。(以上については「東洋經濟新報」一月廿二日發行電力問題特輯號を参照)。

然し官僚側は強引に押し出た。一月二十五日、第七十三通常議會の再開劈頭、政府最初の法案として電力案を提出したものである。「電力管理法案」、「日本發送電株式會社法案」、「電力管理に伴ふ社債處理に関する法律案」、「電氣事業法中改正法律案」の四件がこれだ。世に謂ふ所の電力案の内容だ。この上程を見た衆議院は三月七日まで二十五回もの委員を開いて討議したが、遂に否決に等しき修正を議決した。(「東洋經濟新報」三月十九日號社論参照)連衡成つた政民兩黨が社大黨其他原案支持者側を一蹴し去つたのである。修正電力案を送付せられた貴族院に於ては、上程當初頗る強硬な原案非難の態度が見受られたが、三月二十五日議決したその修正案は、案外にも、殆ど完全なる原案復歸に外ならなかつた。

四、時局・電力法を生む

兩院の對立は、會期を一日延長させた上、三月二十六日の兩院協議會に於て解決された。貴族院が

突如軟化した事情は、當然に衆議院をも軟化せしめた。成立電力案が政府原案と等質に還元したはかかる事情に因る。(「東洋經濟新報」四月二日號參照)

四月六日、電力管理法其他は遂に公布を見るに至つた。茲に、國家が一文の現金を使はず民間事業を強制的に掌握し得る途が拓かれたのである。或は之を革新機構と稱するは此の故だが、かゝる産業政策が資本主義體制乃至私有財産制度に對する重大な制約を設定した事實は否定すべくもない。劃期的なる國家管理制の確立と呼ばれる所以である。此の電力國家管理體制は政府側に於ける電氣廳及び電力審議會を頭腦とし、民間側に於ける日本發送電株式會社を手足とする。政府は此の手足を意のままに驅使して發電及び送電の管理を行ふ。其の管理の目的は「電氣の價格を低廉にし其の量を豊富にし之が普及を圓滑ならしむる」に在る。

日本發送電會社は民間會社の既設々備を強制的に現物出資せしめると共に新規開發を進めつゝ政府の電力需給計畫に順應する。昭和十四年開業の豫定だが、二月七日政府の發表した事業見積書に依れば、當初の資本金八億八千萬圓、内現物出資七億八千萬圓、残り一億圓は一般公募を行ひ流動資金に當てる。現物出資の内容は、火力發電設備約二百三十萬キロ、十五萬ヴォルト以上主要送電線六千

八百軒、これに連結する主要變電設備四百四十萬キロヴォルト・アンペアに上る。水力設備は原則として出資せしめないが、その發電量の約六割は同社が購入して配電會社に卸賣する仕組みだ。右の設備は十年後には資金十八億九千萬圓を費して新規開發水力三百二十萬キロ、火力四百五十萬キロ、送電線一萬三千軒、變電所一千四十萬キロヴォルト・アンペアにまで擴大される。初年度の總販賣電力原價は平均一キロ時一錢五厘だが十年後には一錢二厘まで低下し、半面その販賣料金は負荷率六〇%として平均一錢六、七厘から一錢三厘見當にまで引下げ得る。現行民間料金に比し、初年度一割安、十年後三割安に當る勘定だ。この間販賣電力量は百九十億餘キロ時から四百五十餘億キロ時に増加する。かくて初年度に於ても裕に二億九千二萬圓の電力收入を得、所要の支出及び償却を計上した上、六分の配當を附ける豫定である。

當社は國策會社だから、政府の任命する總裁、副總裁をして統轄せしめるが、監督官廳の官吏たりし者は原則として當社の祿を食むことを得ない。特權の主要なるものは、拂込完了前の増資、拂込資本三倍までの社債發行、一部の減免稅、十年間の配當年四分政府保證等である。

五、躍動第一步と今後の成長

だが、電力國家管理體制には尠なからざる不具的性格が認められる。電力の豊富と低廉とを併立實現せねばならぬことは、電氣の特質から見て第一の矛盾と云へる。料金の低下は専ら設備の綜合的運用と新規水力の經濟的開發に依據し、出資設備の低評價或は現行需給契約の料金引下に基くのではない、と言明されてゐるが、果してこれは可能な途であらうか。水力發電、送變電、配電と一貫作業の行はれる所に電力事業經營の妙味が發揮せられるといふ一般の定説に反して、送變電・火力設備だけを押へて運營の圓滑は實現出来るか。時局進展下の財政・金融諸情勢に鑑みて、尨大なる所要資金の捻出は如何にして得られるか。數へ來れば、本體制の運用には前途の困難並々ならぬものが見受けられる。

とは云へ、船は既に出帆したのである。今更これを戻す犠牲は拂ひ難い。心底から反對を表面してゐた當業者も今や觀念して之が航海を助けようとしてゐる。四月二日、電氣協會は「之に順應して最善の努力を拂ひ以て國運の興隆に寄與せんことを期す」と決議を行つた。そして去る五月六日には先

づ電力管理準備局が逓信省の外局として開設せられ、また、五月二十五日には、電力審議會官制、電力委員會官制改正を公布し、電力審議會委員、電力管理準備局參與の任命を行つた。昭和十四年四月一日の電氣廳設置と日本發送電會社の創立を目指して愈々活動を開始した譯だ。詳細は次の如し。

◇電力管理準備局開設 五月六日に電力管理準備局官制が公布され、準備局人事が發令された。準備局長官は逓信省電氣局長大和田佛二氏が兼任し、準備局長には同郵務局長藤井崇治氏が專任することになった。

◇電力審議會官制公布 五月廿五日電力審議會官制が公布、實施された。内容は左の如くだ。

電力審議會官制

第一條 電力審議會は逓信大臣の監督に屬し其の諮問に應じて發電及送電の豫定計畫、電力料金其他政府の管理に屬する發電及送電に關する重要事項を調査審議す、審議會は別項の事項に付關係各大臣に建議することを得

第二條 審議會は會長一人及委員二十五人以内を以て之を組織す、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は逓信大臣を以て之に充つ、委員及臨時委員は逓信大臣の奏請に依り次に掲ぐる者の中より内閣に於て之を命ず△關係各廳高等官△學識經驗ある者前項第二號に掲ぐる者の中より命ぜられたる委員の任期は三年とす、但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず

第四條 會長は會務を總理す

會長事故あるときは通信大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五條 審議會に幹事を置く通信大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず、幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第六條 審議會に書記を置く通信大臣之を命ず、書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

◇電氣委員會官制改正 電力審議會官制公布に伴ひ、電氣委員會官制を左の如く改正し、五月廿五日公布、施行した。

電氣委員會官制中改正

第一條 第四號乃至第六號を左の如く改む

四、電氣事業法及之に基く命令に依り通信大臣の裁定すべき重要事項

五、其他電氣事業法施行に關する重要事項

第二條中「電氣事業に關する重要事項」を「前條の事項」に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

◇電力審議會委員任命 五月廿五日付を以て電力審議會委員、同臨時委員、及び同幹事を任命した。尙ほ、委員中未發令の一名は日本發送電株式會社總裁を以てこれに當てることに決定してゐる。

電力審議會委員 内務次官羽生雅則△大藏次官石渡莊太郎△農林次官井野碩哉△商工次官村瀬直美△通信政務次官田島勝太郎△通信次官小野猛△通信參與官大養健△電力管理準備局長官大和田佛二△平生飢三郎△今井田清徳△工博子爵大河内正敏△帝國農會長伯爵酒井忠正△南條金雄△日本商工會議所會頭門野重九郎△工博滋澤元治△若宮貞夫△頼母木桂吉△日銀總裁結城豐太郎△男爵大藏公望△各務録吉△小倉正恒△麻生久△電氣協會會長増田次郎△興銀總裁寶來市松

電力審議會臨時委員 企畫院次長青木一男△陸軍次官梅津美治郎△海軍次官山本五十六△鐵道次官喜安健次郎△工博山本忠興

電力審議會幹事 電力管理準備局長長藤井崇治△電力管理準備局書記官有田喜一△同大野勝三△同古池信三△電力管理準備局技師森秀△同高橋三郎△同加藤謙二△同後藤清太郎△通信技師伊藤樞次郎

◇電力管理準備局參與任命 五月廿五日電力管理準備局參與が左の通り任命された。

内務省土木局長安藤狂四郎△大藏省理財局長關原忠三△陸軍省整備局長山脇正隆△海軍省軍務局長井上成美△農林省農務局長小濱八彌△商工省鐵道局長小金義照△鐵道省電氣局長森田重彦△東京帝大工學部長工博丹羽重光△野口寅之助△工博太刀川平治△日銀營業局長武井理三郎△興銀理事福岡憲由△藤岡山藏△後藤國彦△森森

◇電力管理準備事務決定 右の如く、電力管理實現のための準備が着々と進行しつつあるが、明年四月一日までの一ヶ年間の電力管理準備事務決定は左の如くである。

△第一次電力審議會開催 六月上旬△社債處理法、同施行令及同規則施行 六月十日頃を目標とし中旬の見込
△日本發送電株式會社法、同施行令及同規則施行△電力評價審査委員會官制の施行 六月中旬の見込△電力評
價審査委員會委員及日本發送電會社設立委員の任命△出資設備の決定、公告、通知 六月中旬頃の見込直に評
價開始△第一次電力評價審査委員會開催 六月下旬の見込△第一次日本發送電株式會社設立委員會開催△評價完
了 十一月中の見込△日本發送電株式會社の定款、起業目論見及び收支概算決定 十二月上旬の見込△日本發
送電株式會社の株式公募 十四年一月十日前後の見込△日本發送電株式會社創立總會終結同會社役員の任命、
設立委員の事務引継 十四年四月一日△電氣廳官制の施行 十四年四月一日△電氣事業法改正法律施行 十四年四
月一日

かくて、官僚の獨善が是正され民間の適切なる協力が與へられるならば、不具なりと雖も、電力管
理體制の運営は或る程度成功を見るに至るだらう。また、もとく、平時を基準に立案された機構とは
云へ、これが成否は我が經濟の大局から見て時局下日本の伸展に多大の影響を持つこと言ふまでもな
いところである以上、その成功への官民の協同は當然に期待されねばならない。

第十四章 國家總動員法の重大意義

一、國家總動員法制定の現下に於ける重大意義

以上各章に互つて詳しく述べた様に我が長期戦體制は一應確立した。支那事變に對處する爲の立法
は大略整備されたのである。然るに茲に「國家總動員法」が制定された。これは何を意味するか？
支那事變に關する限り、譬へ長期戦なりとは言へ、恐らく此の程度の體制を以て——それは次第に
強化されるだらうとしても——乗切ることが出来るだらう。だが現在の國際情勢の下に於ては、第三
國との間に如何なる關係を生ずるやも計り難い。そこで、現在以上にヨリ一層重大な事態が発生しよ
うとも、これに對應する爲の準備を整へておかねばならぬ。これが「國家總動員法」なる、平時的法
律思想からは全く掛け離れた法律が制定されねばならなかつた理由であり、且つ、第七十三議會に於
ける論難に抗し、關係當局が必死となつてこれが通過を計つた所以だと見られる。本法の如き廣汎な

る委任立法は全く異例に屬する」(衆議院の附帯決議)にも拘はらず、斯る法律が制定されねばならなかつた所に時局の重大性があるのだ。議會の本法案委員會の秘密會に於ける當局の説明は、固より記者はこれを知る由もないが、恐らく斯様な事態の説明がなされたのではあるまいか。

而して「國家總動員法」の議會通過は、「電力管理法」の通過と相伴つて我が經濟界に著しい重壓感を與へる動機となつたが、これは法律其のものに對する漠然たる不安の外、この法律の意味するところ、即ち時局が如何にも重大であると云ふ事實に直面した重壓感であるのだらう。

然し乍ら既に總動員法は去る四月一日に公布された。後述の如く、其の一部は施行され、また第十三條の一部が發動された。この上は、この法律運用に際しての、政府當局の慎重な考慮、態度を切望すると同時に、如何なる事態に立至るとも斷乎屈せざる舉國一致の協力こそが愈々要求されるのだ。勿論外交上、軍事上萬全の措置が講じらるべきは言ふまでもない。

二、國家總動員法の特質

國家總動員法は平時に於て國防の準備を命ずると共に、戰時及び戰爭に準すべき事變に際しては、

既存の權利義務に拘らず、國民に對し、政府の戰時統制に絶対服従する義務を負はせるものである。而も將來戰の千變萬化する態様に即應する爲め、豫め想像される凡ゆる場合を規定せず、概括的事項に就て政府に權限を與へることとし、具體の場合の發動適用は、總て勅令に委任する建前になつてゐる。この法律の特殊な重大意義は懸つて此の一點にあり、そしてこゝに總動員法は國民の服從宣誓書であり、政府への「白紙委任狀」であると言はれる所以がある譯だ。

近代戰が、前線と一體化せる銃後の科學戰、産業戰、國防戰であり、これを團結の強さを以て戰ふ國家間の鬭争であることに就ては、既に言ふまでもない。而して近代戰爭に勝利する爲には人的及び物的資源を總動員する體制を樹立せねばならぬことも亦、既に萬人の常識である。我が國家總動員法も其の必要から制定されたものであり、既に十數年以來内閣資源局が研究を積み其の結晶が今回法律化されるに至つた譯だが、それにも拘はらず、本法案が先般の第七十三議會に提案された際、露々たる論議を捲起し、或はファツシヨ的法案であるとの非難を蒙つたのは、全く本法が右の様な特質を持つてゐるからであつた。

總動員法の特質を今少し詳しく述べると、先づ第一は統制の對象が極めて廣大無邊であること。第

二は統制の強さと高度に於て極めて徹底的であること。第三は、それにも拘らず内容が細規されないで、統制の輪廓しか示されてゐないと。従つて、第四には一見無限の委任立法となつてゐることである。即ちこの法律は、運用如何によつては國民の權利義務の上に重大な影響を與へ得るのである。

三、國家總動員法の構成

これらの特質に就ては後に述べるが、其の前に國家總動員法の構成を簡単に紹介しておかう。本法は總條數五十條から成つてゐるが、第一條には本法の目的は、「戰時」及び「戰爭に準すべき事變の場合」に、國防目的達成の爲め、全國力を最有効に發揮せしむるやう、人的、及び物的資源の統制運用を行ふにあることを宣し、第二條には、その所謂對象となるべき「物的資源」を列舉し、第三條にはその「人的資源の動員さるべき必要なる業務」を列舉してゐる。

第四條以下、第廿六條までは、右の人、物の動員さるべき各種の場合の大綱を規定してゐる。然しその「場合」は、第四條乃至第廿條の「戰時に際し」て發動を豫定される所謂「戰時動員」の事項と「國家總動員上必要あるとき」平時に於ても動員し得べき、所謂「平時動員」の事項とに分けられて

ゐる。共に後記する如く、本法運用の主たる部分であり、本法の根幹をなしてゐる。本法が大委任立法であり、輪廓立法にして、廣大無邊の統制立法、而して計畫立法であると云はれるのも、要するにこの、合計二十三條の内容にあるのだ。

次の第廿七條乃至第廿九條は、本法に因つて生ずる損失補償及び補助金下附の規定である。即ち總動員の場合のうちで戰時、政府の物資需給統制(第八條)、輸出、輸入命令(第十一條)、民間物資使用又は收用(第十條)、資金融通、有價證券應募、引受若は買入命令(第十一條)、軍需施設の使用、收用(第十三條)、各種權利の使用、收用(第十四條)、事業設備統制(第十六條)により、當事者が受けた損失に就ては、政府はこれを補償し、また平時に於て技能者養成(第廿二條)、物資保存(第廿三條)、及び試験研究(第廿五條)等の場合、その損失補償及び補助金下附をなす旨を規定し、この金額に就ては、別に「總動員委員會」を作り、その議を経て決すると云ふのである。

第卅條は利益保障、補助金下附の事業を監督、軍令、處分するの規定、第卅一條は民間から平時必要なる報告をなさしめ、また政府は現場を臨検調査することを得ると云ふ規定である。

第卅二條以下第四十九條までは、罰則となつてゐる。本法違反の各場合に適用すべき罰則が列擧さ

れてゐるが、民間では第九條の輸出入命令違反の場合が最も重く、三年以下の懲役、一萬圓以下の罰金である。また公務員では本法の所謂機密を漏泄し竊用したる場合の懲役五年が最も重く、本法に於ける組合の役員もまた五年以下となつてゐる。

最後の五十條は、政府の諮問機關として國家總動員委員會を設置することを定めてゐるが、これも勅令に譲られてゐる。

四、廣大無邊の統制

國家總動員法は以上の様に構成されてゐるが、次に本法の重要な特質を述べると、その第一は廣大無邊の統制を及ぼし得ると言ふことだ。即ち、本法の對象たるべき物資、勞務は一應列挙されてはゐるが、然しその各項それ自身が既に多岐多端に互つてゐるばかりでなく、政府は國家總動員上必要と認める物資、或は勞務を、勅令を以て指定し、何時でも新に本法の對象とすることが出来る。極言すれば、政府の總動員統制は、地上のあらゆる物資及び勞務に及ぶのであつて、本法が施行されて威力を發揮する際には、國民は重大決意を要する所以である。その物資、勞務は次の如くだ。

總動員物資(第二條)

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

總動員勞務(第三條)

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ關スル業務

- 八 國家總動員上必要ナル準備ニ關スル業務
- 九 前各條ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

五、強力且つ徹底的なる統制

第二の特質は、統制が極めて高度で且つ徹底してゐる點である。在來の統制は各部門の自主統制を原則とし、特に必要な場合、政府の強い統制が加へられてゐたのであるが、本法に於ては、各條がそれ／＼各部門の徹底的統制を規定してゐる上に、更にこれを「國防目的達成の爲、國の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的、及物的資源を統制、運用する」(第一條)と云ふのである。即ち各部門の統制を、戦争と云ふ最高目的によつて統御し、飽くまで有機的に、組織的に、計画的に全國民を「一絲亂れざる統制裡に號令指揮しようとするのであつて、斯くの如き

國家總動員法	
平時の戦時	戦時の戦時
一、勞務の統制(第四條、第七條、第十三條、第二項)	一、國民登錄(第二十一條)
二、物資の統制(第八條、第十條)	二、技能者養成(第二十二條)
三、資金の統制(第十一條、第十二條)	三、物資保有(第二十三條)
四、施設の統制(第十三條、第十六條)	四、計畫の設定、演練(第二十四條)
五、事業の統制(第十七條、第十八條)	五、試験研究(第二十五條)
六、物價の統制(第十九條)	六、事業助成(第二十六條)
七、出版の統制(第二十條)	七、業務の監督(第三十條、第三十一條)

高度の統制は、實に戦時でなければ見られないところである。

殊に本法の平時統制のそれは、將來の戦時統制の爲に、基礎的の準備をしようとする云ふ、一種の國防計畫であつて見方によつては民間事業の國營化を思はせるほどの徹底振りである。これ等の統制の大綱は前頁表示の如くだ。

即ち本法による政府の統制は戦時に於て、物資、勞務、資金、施設、事業、物價、出版に及ぶのである。

六、政府への白紙委任

次に勅令委任の點を見よう。「政府は戦時に際し國家總動員上必要であるときは、勅令の定むる所に依り云々」とあつて、統制の態様は勅令に擧げて一任されてゐる。平時統制の場合には「政府は國家總動員上必要あるときは云々」と言つてをり「戦時に際し」の五字を除くだけの違ひで、同様に統制を政府に一任してゐるのである。去る第七十三議會の論議はこの點に集中され、政府をしてこの委任に一定の制限を設定せしめるやう努力した。その結果、政府は議會に對し、總動員法施行勅令の大

網を公表したのである。併しこの總動員法施行令要綱も、各條に於て政府が施行することあるべき事項を一應羅列したと云ふに止まり、その一々の事項そのものが、既に相當大きな委任事項なのである。従つて未だ本法の大委任立法たる點は、緩和されたと云ふことが出来ない。

七、既存法規との關係

次には本法が輪廓立法である點だが、これは實は委任立法と云ふことゝ表裏の關係にある。が特に此の輪廓立法であると云ふ特徴を取り出して述べるのは、本法と既存の各種動員法規との關係に言及する機會を持ちたかつたからである。例へば第四條に「政府は戰時に際し（中略）帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得、但し兵役法の適用を妨げず」とあるが、これは「總動員業務の爲に徵用す」と云ふに過ぎない。即ち大まかな一の輪廓で、中味は書かれてない。前の委任立法の項で紹介した施行令要綱もこの輪廓を劃定せんとする一の試みであつたが、併し臣民の徵用は今に初つたことでなく、かの軍需工業動員法及び徵發令で既に相當の用を足して來てゐるのである。

軍需工業動員法は本法施行と同時に廢止され、その命令及び處分と共に、本法に基いて爲されるこ

とゝなつたから論外に置く。が、例へば第九條の貿易統制は、「輸出若は輸入の制限、若は禁止を爲し輸出若は輸入を命じ、輸出税若は輸入税を課し輸出税若は輸入税を増課若は減免することを得」として一の輪廓を示すものであるけれども、これも既に今事變關係の「輸出入品臨時措置法」「臨時肥料配給統制法」を初め、在來の「貿易調整法」、「重要肥料業統制法」、「自動車製造事業法」、「軍用自動車補助法」、「通商擁護法」、「製鐵事業法」、「産金法」、「人造石油製造事業法」がそれゝこの輪廓の一部を實施して居り、これ等の部分を、右の輪廓から差し引けば、貿易統制の新に加ふべき部分はそれだけ狭小になる譯である。

總動員法に於ては、右の如き既存法規によつて間に合ふ部分の統制はそれゝの法規に據らしめ、而して既存の諸法規で企及し得ない部分、及び諸法規が相摩擦する場合に對して、補實、補正或は裁決的役割を演ずるのである。併しそれにしても、本法各條の使命づけられた輪廓の範圍は、まだ尠大なるものがあるのだ。

八、國家總動員法の發動とその運用諸機關

國家總動員法は冒頭に述べておいた様に去る四月一日に公布されたが、愈々去る五月五日から施行されることとなり、其の第十三條の工場管理に関する規定とこれに附随する補償罰則規定は同日直ちに發動された。第十三條の一部、即ち工場管理に関する規定の發動は從來「軍需工業動員法」に基いて行はれてゐた所を今回新たに國家總動員法に基いて行ふこととしただけである。右施行に關し

一、國家總動員法の施行期日（五月五日）に關する勅令

一、現行の軍需工業動員法の廢止に伴ひ、本法第十三條の一部を直ちに發動するための工場事業場の管理に關する勅令

一、右工場管理に伴ふ第二十七條の損失補償に關する勅令

一、同じく第二十九條の總動員補償委員會の規定に關する勅令

一、第五十條の國家總動員審議會官制

を五月四日付官報を以て公布し、五月五日から施行した譯だ。斯くして第十三條の一部だけは發動されたのだが（前述の如く從來既に軍需工業動員法に基いて行はれてゐる所だ）。

本法の發動に就ては、議會でも閣僚の言明がしばしば喰ひ違ひ、近衛首相は、目下の支那事變に適

用する必要はないと稱し、鹽野法相の言明は即時發動の當然を傳へた。併し首相の言も現在の所不必要だと云ふに過ぎず、今後の成行に關せず、この事變中には發動されないと約束したものではない。即ち、その發動の日第十三條の一部を除くを何時に定めるかと、今、遺された問題となつてゐる譯だが、其の發動の時は、新たな重大事態が発生する時であらう。而して本法發動に際しては、言ふまでもなく本法運用の諸機關が出来る譯で、その機關は本法及び先に提示された政府の方針によれば、大體左の五種を數へられる。

一、中央統轄機關——内閣を以て中央統轄機關とし、内閣總理大臣その責に任じ、企畫院、總理大臣の管理下に總動員調整統一の事務を司るものとす。

二、中央執行機關——各事項の執行は官制の定めに従ひ、各省大臣がその責に任ずる。

三、戰時特設機關——總動員法の發動が要請される如き戰時に於て、現行政機構の間に合はぬ事態に立ち至れば、戰爭の規模に應じ、これに即應する所要機關を新設或は擴充す。即ち過般陸相が議會で答辯の際述べた軍需省とか商工省の臨時物資調整局の擴充強化等の如きものも必要化する。

四、總動員審議會（第五十條）——軍機に關するものを除く本法施行上の重要事項を審議し政府の諮問

に應ずる。五月四日公布の「國家總動員審議會官制」によれば、本會は内閣總理大臣を總裁、企畫院總裁を副總裁、關係各廳高等官、貴衆兩院議員及學識經驗ある者を以て委員とすると定められた(委員は五十名以内、また特別の事項を審議する爲に臨時委員を置くことを得)。

五、總動員補償委員會—本法第八條乃至十一條、十三、四、六條及び平時の第二十二、三、五條の損失及び補助金の補償、交付金額並に第十五條の拂下價格の評價額を決議する機關にて、政府はその議を経て之を定む。勿論官民の權威を網羅すること、審議會に於けると同様である。

かくして右の五者が一體となつてチームワークを爲し、軍機を司る大本營と共同することによつて總動員法はその實際の威力を發揮することになるのである。

(附) 國家總動員法の内容一覽

A 戦時及び準戦時の總動員統制

一、國民の徵用(第四條)

既存法—軍需法(軍需工業動員法の略、以下同)第八、九條、徵發令第十二、三條、第二十五條

施行令(施行令要綱のこと、以下同)

第一 徵用者をして従事せしめ得べき事業の範圍を定むること

第二 被徵用者の範圍は年齢に依り之を限定すると共に徵用を免除し得る場合を定むること

第三 徵用は成るべく募集の方法に依りて所要人員

を得られざる場合に於て之を行ふものとする

第四 被徵用者の職位の基準は要め之を定むること

第五 被徵用者は相當の給與を受くるものとする

第六 兵役法に依り徵集又は召集ありたる時は當然徵用の解除ありたるものと看做すること

第七 特殊技能者の徵用については必要に應じ特別の規定を設けること

二、勞務の動員(第五條)

既存法—防空法第九條、市制第二百二十六條、町村制第一百六條、河川法第二十三條、鐵道船舶郵便法、地方鐵道法第二十九條

施行令

第一 本條に規定する協力は帝國臣民及び帝國法人其の他の團體が各々其の本務に關聯して行ひ得る場合又は其の本務に重大なる支障を及ぼさざる場合に限り之を爲さしむること

第二 帝國臣民及び帝國法人其の他の團體をして協力せしむべき業務の種類を定むること

第三 協力に對しては必要に應じ其の實費を辨償すること

三、勞務總額の統制

既存法—工業勞働者最低年齢法第二條、船員最低年齢法第二、三條、工場法第三、四、七、八、九、十、十一、十二條、鑛業法第七十九條

施行令

第一 従業者の使用若しは雇入に關し制限を爲し又は従業者を指定して使用者は雇入を命ずるものとする

第二 不急事業に付従業者の雇入を禁止するものとする

第三 雇主をして被傭者の解雇に付豫め届出をなさしめ又は許可を受けしむるものとする

第四 賃金、就業時間、扶助その他の勞働條件に關し必要なる命令をなすものとする

第五 従業者の使用、雇入若しは解雇又は賃金その他の勞働條件に關する制限を緩和すること

四、勞働總額の統制(第七條)

既存法—労働争議調停法

施行令

- 第一 本條を適用すべき事業の範圍を定むること
- 第二 多數の従業者の解雇を爲さんとするとき又は従業者の集團より賃金その他の労働條件に關し要求ありたるときは事業主をして届出でしむること
- 第三 一定規模以上の工場又は事業場には労資協調の機關を設けしむること
- 第四 労働争議調停に關し簡易且有效なる特別の制度を設けると共に調停不成立の場合に於ける特別の解決方法を定むること
- 第五 制限又は禁止すべき労働争議に關する行爲の種類等に付定むること

五、物資の統制(第八條)

既存法—軍需法第六條、輸出入臨時措置法第二條、臨時肥料配給統制法第一、二條、臨時船舶管理法第三、四、八條、臨時局の移轉制法第一條、**産金法**第一、二、九、十一、十二條、製鐵事業法第二十條、自動車製造事業法第十六、十七條、軍用自動車補助法第十條。

施行令

- 第一 物資の生産又は修理を業とする者に對し(一)總動員物資の生産若しは修理を命じ又は生産若しは修理の優先順位を指定すること(二)原料若しは材料の使用若しは消費を制限若しは禁止し又は代用物資の使用を命ずること
- 第二 物資の生産、配給又は販賣を業とする者に對し(一)總動員物資の配給若しは譲渡を命じ又は其の制限若しは禁止を爲すこと(二)現に所持する總動員物資に付期間を定めてその所持を繼續せしむること(三)特定の總動員物資の配給方法を定めこれに依らしむること
- 第三 物資の輸送を業とする者に對し總動員物資の輸送を命じ又は輸送方法、輸送の優先順位等に付指定を爲すこと
- 第四 一般の者に對し(一)特定の總動員物資の使用、消費又は移動を制限又は禁止する事(二)特定の總動員物資を政府の指定する者に譲渡せしむること

六、輸出入の統制(第九條)

既存法—軍需法第六條、輸出入臨時措置法第一條、臨時肥料配給統制法第二條、**貿易調整法**第一條、重要肥料業統制法第十八條、自動車製造事業法第八、十一條、軍用自動車補助法第十條、通商保護法第一條、製鐵事業法第十六條、産金法第十五條、人造石油製造事業法第八條

施行令

- 第一 輸出入の制限又は禁止を爲すべき場合物資の品目、相手國等に付定むること
- 第二 輸出入を命ずべき場合、物資の品目等に付定むること
- 第三 物品及税率を掲げ輸出税若しは輸入税を課し、増課し若しは軽減し又は物品を掲げ輸出税若しは輸入税を免除すること

七、民間物資の使用(第十條)

既存法—軍需法第七條、徵發令第一、十二、十三條、軍用自動車補助法第八條、遠洋航路補助法第十一條、石油事業法第六條、人造石油製造事業法第十八條

施行令

第一 使用又は取用の方式に付定むること

第十四章 國家總動員法の重大意義

第二 使用又は取用の通達を受けたる者の爲すべき措置に付定むること

- 第三 使用又は取用の效果に付定むること
- 第四 其の他使用又は取用の手續に付定むること

八、資金の統制(第十一、十二條)

既存法—臨時資金調整法第二、四、八、九條、産業組合中央金庫法第十五條、商工中央金庫法第二十九條、保險業法第十九條、地方鐵道法第六條、電氣事業法第十八、十九條、人造石油製造事業法第十一、十二條、自動車製造事業法第九、十條

施行令(十一條、資金需給適合)

- 第一 左の事項に付ては政府の認可若しくは許可を受けしめ又は之を禁止すること
 - (一) 資本金一定金額以上の会社の設立
 - (二) 資本金一定金額以上の会社の資本増加、合併若しは目的變更又は資本増加若しは合併に依り資本金一定金額以上の会社と爲るべき場合に於ける資本増加又は合併
 - (三) 資本金一定金額以上の会社の社債の募集又は

第二回以後の株金の拂込

第二 資本金一定金額以上の会社の増配は政府の許可を受くるに非ざれば之を爲すことを得ざること但し既往の配當が一定率に達せざるものに付ては其の限度迄は差支なきものとする

資本金一定金額以上の会社に付減價償却其の他經理に關し必要な命令を爲すこと

第三 金融機關の資金の貸出又は有價證券の應募、引受、買入若は募集の取扱に付政府の許可を受けしむること

證券引受業者が有價證券の應募引受又は募集の取扱を爲さんとするときは政府の許可を受けしむること

第四 金融機關に對し資金の貸出又は國債其の他の有價證券の應募、引受若は買入を爲すことを命ずること

施行令(第十二條、資金の統制)

第一 商法第二百條の規定に依る制限を超え社債を募集し得る限度を定め且各個の場合につき政府の認可を受けしむること

第二 總動員業務たる事業を營む会社は事業擴張の場合において政府の認可を受け當該事業に屬する設備の費用に充つるため商法第二百條の規定に拘らず株金全額拂込前と雖も政府の認可を受けその資本を増加することを得るものとする

九、軍需充足の爲の(イ)民間施設管理、

收用、使用並に従業員の供用、

(ロ)特許發明等の實施(第十三條)

既存法(イ)軍需法第二、三、四條、徵發令第十二、十三條、臨時船舶管理法第五、六、九條、水道條例第十七、十八條、地方鐵道法第三十條、運河法第十五條、十六條、瓦斯事業法第十七條、土地收用法第一、二、七、八條、鑛業法第五十四、六、七條、森林法第四十條、四十二、三條都市計畫法第十六條乃至第二十條、製鐵事業法第六條、人造石油製造事業法第五條、防空法第九條

(ロ) 特許法第十五、四十條、實用新案法第二十六條

施行令

第一 施設の管理に付ては工場事業管理令の規定に準じ定むること

第二 施設の(イ)收用(二)使用又は收用の方式

に付定むること(三)使用又は收用の通達を受けた者の爲すべき措置に付定むること(四)使用又は收用の效果に付定むること(五)その他使用又は收用の手續に付定むること

第三 従業者の供用、工業所有權の實施(一)従業者供用の手續を定むること(二)特許發明又は登録實用新案實施處分の方式及び手續を定むること

第四 土地、工作物の管理、使用又は收用に付ては施設の管理、使用又は收用に準じ規定を設く

十、各種權利の使用收用(第十四條)

既存法—土地收用法第七條、鑛業法第七十條、森林法第五十七條、航空法第三十七條、河川法第二十條、著作権法第二十、二十二、七、八條

施行令

第一 使用又は收用の方式に付定むること

第二 使用又は收用の通達を受けた者の爲すべき措置に付定むること

第三 使用又は收用の效果に付定むること

第十四章 國家總動員法の重大意義

第四 其他使用又は收用の手續に付定むること

十一、被收用者の優先買受權(第十五條)

既存法—軍需法第十條、土地收用法第六十六、七條

施行令

拂下の通知、公告その他拂下の手續を定むること

十二、設備の新設變更の統制(第十六條)

既存法—軍需法第十四條、臨時資金調整法第二、四條、重要産業統制法第二條、製鐵事業法第五、二十條、石油事業法第七條、人造石油製造事業法、第十六、十七條、産金法第六、八條、電気事業法第二十四條、無線電信法第十四、二十八條、遠洋航路補助法第六條

施行令

第一 設備の新設、擴張又は改良を制限又は禁止し得る事業の種類及場合に付定むること

第二 設備の新設、擴張又は改良を命ずることを得る事業の種類及場合に付定むること

十三、統制協定の管制(第十七條)

既存法—重要産業統制法第一、二、三條、製鐵事業法第十八條、重要肥料業統制法第六條、十一乃至十四條、

工業組合法第六、八條、商業組合法第七、九條、貿易組合法第十五乃至十八條

施行令

第一 統制協定の設定、變更若しは廢止に付認可を受けしめ又は統制協定の設定、變更若しは取消を命ずることを得べき事業の範圍に付定むること

第二 設定、變更若しは廢止に付認可を受けしめ又は設定、變更若しは取消を命ずることを得べき統制協定事項に付定むること

十四、統制組合の強制設立(第十八條)

既存法—重要肥料業統制法第四、五、六、十條、絲價安定施設法第四、五、九、十三條、工業組合法第二十八條、百貨店法第八、九、十、十二條

施行令

第一 統制組合の設立を命ずることを得べき事業の種類に付定むること

第二 統制組合の行ふことを得る事業の範圍に付定むること

第三 其の他組合の設立、組織、管理及び經理、監

督、解散等に付定むること

十五、價格の統制(第十九條)

既存法—臨時船舶管理法第七條、臨時肥料配給統制法第一、二條、電氣事業法第十七條、瓦斯事業法第十二條、重要産業統制法第三條、産金法第十一條、石油業法第七條、人造石油製造事業第十六條、製鐵事業法第二十二條、重要肥料業統制法第十三條、地方鐵道法第二十一條、小運送業法、第三、四、十條、自動車交通事業法第二十五條、航路統制法第四條、倉庫業法第九條、暴利取締令

施行令

第一 暴利の取締に付定むること

第二 販賣價格、運送賃、保管料等の公示又は届出に付定むること

第三 最高販賣價格、戰時保險料の最高限等に付定むること

十六、新聞、出版物の取締(第二十條)

既存法—新聞紙法第十九乃至二十七、第四十乃至四十三條、出版法第十六乃至二十一、第二十六乃至二十九、第三十九條

施行令

第一 具體的に制限又は禁止の事項を掲ぐることを得る場合に於ては新聞紙其の他の出版物に對し一般的に制限又は禁止の規定を爲すこと

第二 具體的に制限又は禁止の事項を掲ぐることを適當とせざる場合に於ては新聞紙に對し示達を以て制限又は禁止を爲し得る旨を定むること

B 平時の總動員統制

一、國民職業能力の登錄検査(第二十一條)

既存法—國勢調査法、統計資料實地調査法、勞働統計實地調査令第五、七條、資源調査法、資源調査令別表

施行令

第一 登錄すべき者の範圍を勞務者の職種に付定むること

第二 登錄官廳、申告義務者、申告事項等に付定むること

第三 登録は申告に基き之を行ひ尚必要あるときは職業能力の検査を行ひて之を爲すものとする

第十四章 國家總動員法の重大意義

第四 特別の登録制度に依るの必要ある者に付ては別に之を規定すること

二、技能者の養成(第二十二條)

既存法—臨時船舶管理法第九條、遠洋航路補助法第八條

施行令

第一 學校その他之に準ずべき施設に於ける技能者の養成

學校その他之に準ずべき施設の管理者又は設立者に對し學科の増設、收容人員の増加、技能者の特殊指導その他必要なる事項を命じ得るものとする

第二 工場、事業場等に於ける技能者の養成(一)適用を受くべき工場、事業場等の種類及び範圍を定むること(二)養成せらるべき者の範圍及び員數に付定むること(三)養成期間、養成すべき技能者の種類、養成の方法、養成設備等に付定むること

第三 養成の委託(養成せらるべき者の雇傭主に對し養成せらるべき者を學校その他技能者養成に適當な施設に入學又は入所せしむることを命じ得るものとする)

ること)

三、物資の保存(第二十三條)

既存法—石油事業法第五條、製鐵事業法第二十一條、日鐵會社法第九條、日鐵會社法施行規則第十三條施行令

第一 保有すべき物資の種類、數量、保有の場所、期間等に付定むること

第二 保有義務者の保有すべき數量、保有の場所又は方法を變更し得べき場合に付定むること

四、事業計畫の設定(第二十四條)

既存法—産金法第五、七條、石油事業法第二條、人造石油製造事業法第十三條、倉庫業法第二、三條、自動車製造事業法第十三條、自動車交通事業法第四、七、十、十八條、防空法第二、三、十條

施行令

總動員業務に關する計畫設定及び演練をなさしむる事業の範圍手續等に付定むること

五、試験、研究の命令(第二十五條)

既存法—製鐵事業法第二十一條、自動車製造事業法第

十七條

六、利益保護及獎勵金の下附(第二十六條)

既存法—軍需法第十四條、地方鐵道法第三十六條、地方鐵道補助法第一條、産金法第十、十六條、人造石油製造事業法第九、十五條、製鐵事業法第十四、二十三條、遠洋航路補助法、軍用自動車補助法

施行令

第一 利益保護又は補助金交付を爲すべき事業の種類に付定むる

第二 本條の命令又は利益保護若は補助金交付の條件に違反したる場合の措置に付定むること

C 補償、補助、調査

一、損失補償及び補助(第二十七—二十九條)

既存法—軍需法第五、十五條、工場事業場管理令第十一條、徴發令二十九乃至五十條、臨時資金調整法

(イ) 物の使用取用の補償に就ては—土地收用法第三十五條、第四十七條乃至六十二條、八十二條、續業法第五十一乃至五十五條、第五十九乃至六十九條、第九十二

條、森林法第三十九條、第四十四乃至六十一條、市制第二百二十六條、町村制第六條、防空法第十三條、軍用自動車補助法第八條、遠洋航路補助法第十一條

(ロ) 特許權等の取用、特許法第十五、

四十、五十條、實用新案法第二十六條、特許收用令第十四、乃至十四條

(ハ) 物資保有及試験研究の補償—製鐵事業法第二十

二、三條、理化學研究公益法人補助法、石油事業法第十條、石油保有補助金交付規則、日鐵株式會社法第十七條同法施行令第二條

施行令—第二十七條關係のもの

第一 當該處分又は命令の内容に應じ夫々公正なる損失決定の基準を定むること

第二 損失補償の請求、時期、方法、交付等の手續を定むること

第二十八條關係のもの

第一 損失の補償(一)當該命令の内容に應じ夫々公正なる損失決定の基準を定むること(二)損失補償の請求、時期、方法、交付等の手續を定むること

第十四章 國家總動員法の重大意義

第二 補助金の交付(一)當該命令の内容に應じそれぞれ適當なる補助金交付の基準を定むること(二)補助金の請求、交付等の手續を定むること

第二十九條關係のもの

總動員補償委員會は軍需評議會に準じこれを定むること

二、報告聽取、立入検査等

(第三十一—三十一條)

既存法—軍需法第十一乃至十六條、輸出入品等臨時措置法第三條、臨時肥料配給統制法第三條、臨時船舶管理法第十條、臨時資金調整法第十六條、産金法第十條、製鐵事業法第二十三條、石油事業法第十條、人造石油製造事業法第十五條、倉庫業法第八條、地方鐵道法第二十三條、自動車交通事業法第三十四條、銀行法第二十、二十一條

附録一 「戰時經濟法令集」補遺

東洋經濟新報社編「戰時經濟法令集」
に漏れたる法律諸命令及び規則

(六號ゴチツク數字は各條を示す)

國家總動員法關係

工場事業場管理令

(昭和十三年五月三日公布勅令第三百十八號昭和十三年五月五日施行)

- 一 國家總動員法第十三條第一項ノ規定ニ依ル總動員業務タル事業ニ屬スル工場若ハ事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設(以下工場事業場ト稱ス)ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 二 主務大臣工場事業場ヲ管理セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ
- 三 管理ハ主務大臣ノ發スル管理令書送達ノ時ヨリ開始ス、但シ管理令書ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ

- 在ラズ
管理令書ノ送達ハ管理スベキ工場事業場ノ事業主ニ對シ之ヲ爲ス但シ己ムラ得ザル場合ニ於テハ工場事業場ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得
- 四 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 工場事業ノ名稱及所在ノ場所
二 管理ノ範圍
三 第十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長アルトキハ其ノ長及官職ノ職權ノ範圍
四 監督官ノ官職氏名
五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 五 第二条及第三条ノ規定ハ管理ノ範圍ヲ變更シ又ハ管理ヲ廢止スル場合ニ之ヲ準用ス

- 第三條第二項ノ規定ハ第四條第三號乃至第五號ノ事項ニ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 六 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス
- 七 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ付監督官ヲ置キ當該工場事業場ノ業務ノ監督ニ從事セシム
- 八 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主當該工場事業場ノ經營ヲ廢止シ又ハ休止セバシトスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 九 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ノ適用ニ付事業主ニ代ルベキ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得
- 主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得
- 事業主任左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業管理人ヲ選任スルコトヲ要ス
- 一 法人ナルトキ
- 二 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者又ハ禁治産者ナルト
- 三 本令施行地ニ居住セザルトキ

事業管理人ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二項及第三項ノ場合ニ於テ事業主事業管理人ヲ選任セズ又ハ選任スルコト能ハザルトキハ主務大臣ハ工場事業場ノ經營ニ付權限ヲ有スル者ノ中ヨリ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

十 事業管理人ガ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

十一 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ管理ニ因ル通常生ズベキ損失トシテ補償ヲ請求セシムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

十二 管理ニ係ル工場事業場ノ經營ヲ承繼スル者ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ基ク前者ノ權利義務ヲ承繼ス

十三 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ其ノ管理ニ係ル工場事業場ノ業務者ハ財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ管理ニ係ル工場事業場若ハ其ノ事業主ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢

シ當該工場事業場ニ關スル業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨時檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

十四 主務大臣ハ本令ニ依ル管理ニ係ル工場事業場ニ對シテハ職權ノ一部ヲ所轄官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官衙ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル職權ヲ其ノ所屬官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

十五 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル工場事業場ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トシテ前項ノ場合ヲ除ク外本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太長官又ハ南洋廳長官トス

附則
本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ施行ス
昭和十二年勅令第五百二十八號工場事業場管理令ハ之ヲ廢止ス

外國爲替管理法關係

外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件中改正(金貨幣ノ鑄造ノ件)

(昭和十三年六月四日公布大藏省令第三十三號即日施行)

昭和八年大藏省令第七號中左ノ通改正ス
第一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ大藏大臣ノ許可ヲ受ケ鑄造スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(昭和十三年六月四日公布大藏省令第三十四號即日施行)

昭和八年大藏省令第八號中左ノ通改正ス
第二條及第三條中「命令第一條」ヲ「命令第一條第一項」ニ改ム

第三條ノ二命令第一條第二項ノ規定ニ依ル金貨幣ノ鑄造ニ關スル許可申請書ニハ左記事項ヲ記載スベシ
一 申請者ノ住所職業及氏名又ハ商號
二 金貨幣ノ所有者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
三 鑄造シタルモノノ處分先
四 其ノ他參考トナルベキ事項

輸出用品等ニ關する臨時措置に關する法律關係

需給調整協議會令

(昭和十三年五月二十四日公布勅令第三百六十六號即日施行)

一 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二ノ規定ニ依リ組織スル需給調整協議會(以下協議會ト稱ス)ハ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

協議會ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ決定ヲ實施スル爲ニ必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

二 協議會ハ其ノ名稱中ニ需給調整協議會ナル文字ヲ用フベシ

三 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第一項ノ團體ニシテ人ニ非ザルモノノ協議會ノ會員タルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ定メ且代表者ヲ選任スベシ同條第四項ノ規定ニ依リ會員ト爲リタルトキ亦同ジ

四 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ協議會ヲ組織セシムル所トキハ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ規約其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ申請スベシ

特別ノ事由ニ因リ前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受

ケ創立總會ヲ召集スルコトヲ得

五 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ協議會ノ組織ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ規約其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ指定スル期限迄ニ組織ノ認可ヲ申請スベシ

六 創立總會ノ議事ハ第四條ノ創立總會ニ在リテハ組織同意者ノ三分ノ二以上ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス

第七條第二項ノ規定ハ創立總會ニ於ケル役員選任ノ決議ニ之ヲ準用ス

七 主務大臣昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ規約ヲ作成シタルトキハ協議會ノ會長、理事及監事ヲ命ズ

前項ノ會長ハ遲滞ナク總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ協議會成立當時ノ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決スベシ

八 協議會ハ組織ノ認可アリタル時又ハ昭和十二年法律第九十二號第二條ノ二第三項ノ規定ニ依リ規約ヲ作成アリタル時成立ス協議會ノ成立アリタルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

九 規約ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 事務所ノ所在地

三 會員タル資格ニ關スル規定

四 會員ノ權利義務ニ關スル規定

五 業務及其ノ執行ニ關スル規定

六 役員ニ關スル規定

七 評議會ニ關スル規定

八 會計ニ關スル規定

九 協議會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長

理事

監事

會長、理事及監事ハ總會ニ於テ會員、會員タル法人ノ役員又ハ會員タル團體ノ代表者ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ成立當時ノ會長理事及監事ハ創立總會ニ於テ會員タル資格ヲ有スル者、會員タル資格ヲ有スル法人ノ役員又ハ會員タル資格ヲ有スル團體ノ代表者ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ會長、理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

十一 會長ハ協議會ヲ代表シ會務ヲ總理

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル理事其ノ職務ヲ代理ス
 理事ハ會長ヲ補助シ會務ヲ掌理ス
 監事ハ會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
 十二 協議會ニ評議員ヲ置キ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス
 評議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ會員又ハ會員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス
 十三 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ
 一 收支豫算
 二 經費ノ分賦收入方法
 三 業務報告及收支決算ノ承認
 四 第一條第一項ノ決定
 五 第一條第二項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ實施方法
 六 規約ノ變更
 七 役員及評議員ノ選任及解任
 八 協議會ノ解散
 九 前項第四號及第六號乃至第八號ニ掲グル事項ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
 十四 總會ノ議事ハ本令又ハ規約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル會員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

會員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス
 代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會長ニ提出スベシ
 十五 第十三條第一項第四號ニ掲グル事項ハ總會ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
 第十三條第一項第六號及第七號ニ掲グル事項ハ總會ノ議決權ノ過半數以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス
 第十三條第一項第八號ニ掲グル事項ハ總會ノ議決權ノ過半數以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス
 第十三條第一項第九號ニ掲グル事項ハ總會ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス
 第十六 第十三條第一項第四號ニ掲グル事項ハ總會ノ議決權ニ付スル前ニ豫メ評議員會ノ議決ヲ經ベシ
 第十七 評議員會ノ議事ハ規約ニ別段ノ定メアル場合ノ外出席シタル評議員ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス
 第十四條第二項及第三項ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス
 十八 主務大臣必要アリト認ムルトキハ協議會ノ規約又ハ第一條第一項ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

十九 協議會ハ規約ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ課スルコトヲ得
 二十 協議會ノ會員第一條第一項ノ決定ノ實施ニ關シ決定又ハ協定ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ主務大臣ニ届出ツベシ
 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定又ハ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得
 二十一 主務大臣ハ協議會ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 二十二 主務大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ協議會ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得
 二十三 協議會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲法令、規約若ハ主務大臣ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 一 決議ノ取消
 二 役員ノ解任
 三 協議會ノ解散
 二十四 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太長官トス

銅使用制限規則

(昭和十三年四月二十三日商工省令第十八號昭和十三年五月一日施行)

銅使用制限規則左ノ通改正ス
 一 本則ニ於テ銅合金トハ(黃銅眞鍮)、青銅、砲金、洋銀(洋白)及赤銅ヲ謂フ
 二 建築物ノ屋根、庇、欄、化粧壁、煙突、排氣筒、柵、扉、窓格子、手摺階段ニ止リ又ハ日除金具トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル者ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受ケベシ
 三 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ提出スベシ
 一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量(前條ニ規定スル用途別ニ記載スベシ)
 二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由
 三 建築物ノ位置
 四 建築物ノ用途
 五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事着手及竣工ノ豫定時期
 六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱
 四 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製

造スル場合ニ於テ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ但シ輸出品又ハ其ノ部分品ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ
 一 ナイフ、スプーン、コップ、菓子器、盆其ノ他ノ飲食用器具
 二 鍋、釜、湯沸、金網、十能其ノ他ノ厨房用器具
 三 火鉢、筆筒、机、傘立、帽子掛其ノ他ノ家具什器
 四 花器、置物、賞盃、額縁鳥籠其ノ他ノ美術裝飾品
 五 ブローチ、フック、鈕釦、コハゼ、美錠其ノ他ノ被服附屬金具
 六 煙管、シガレットケース、ライター、灰皿、煙草盆其ノ他ノ喫煙用器具
 七 ハンドバック、コンバクト、靴、傘、杖其ノ他ノ身廻用品
 八 簪、ピン、帶止、鎖、指輪其ノ他ノ裝身具
 九 萬年筆、ペン、インクスタンド、文鎮、紙挾其ノ他ノ文具
 十 把手、蝶番、戸車、レール、釘、其ノ他ノ建附用附屬金具
 十一 玩具
 十二 扇風機(工鎖業工用ノモノヲ除ク)、ストーブ、シャンデリヤ、電氣

スタン、金庫、書類箱及冷蔵庫
 十三 看板、ネームプレート及廣告用文字
 十四 前各號ニ掲グル家庭用金物及雜貨
 十五 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 一 製造スル物品ノ名稱及數量
 二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量、(新設ニ層及故ニ區別シテ記載スベシ)
 三 使用スル新銅又ハ新銅合金ガ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ相手方別購入數量
 四 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由
 五 第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ原料又ハ材料ヲ製造スル場合ニ於テ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ
 六 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 一 製造スル原料又ハ材料ノ名稱及數量
 二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

(新設ニ層及故ニ區別シテ記載スベシ)

三 製造スル原料又ハ材料ノ用途

四 製造スル原料又ハ材料ノ相手方別販賣数量

八 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 鋼又ハ銅合金ノ種類別使用數量

三 製造スル物品ノ相手方別販賣數量

九 第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ製造シタルモノヲ譲受ケタル者國內消費ニ充ツル爲之ヲ販賣セントスルキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

本則ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ第二條ニ掲グル用途ニ鋼又ハ銅合金ヲ使用中ノモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ届出ツルコトヲ要ス

第四條又ハ第六條ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ第四條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品又ハ第六條ニ規定スル原料若ハ材料ヲ製造中ノモノニハ本則適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第五條各號又ハ第七條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

本則施行ノ際現ニ鋼又ハ銅合金ヲ使用シテ第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スル者ハ昭和十三年五月一日現在ノ當該物品又ハ部分品ノ在庫數量ヲ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

本則ハ昭和十三年四月二十五日公布商工省令(第十九號)昭和十三年五月十五日施行

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

(昭和十三年四月二十五日公布商工省令(第一〇三號))

- 文鎮、インク壺、貯金箱、茶道具、風呂釜、扇風機(工機業用ノモノヲ除ク)、煙草セツト、花器、燈籠、玩具、柱掛、茶卓、置物、鉛筆削、ホチキス、火鉢、天水鉢、鏡臺、灰皿、水盤、火消壺、鉄、鋼線、菓子皿、電気スタンド、電燈支柱用腕木、屏、持送り、風窓、椅子、帽子掛、手摺、陳列臺、電柱、欄、街路樹保護板、紙屑箱、門柱、瓦、看板、窓枠分銅、金庫(手提金庫ヲ含ム)、掃除器、格子、街頭照明柱、欄干、交通標識、溝蓋

綿製品ステープルファイバー等混用規則中改正

(昭和十三年五月十八日公布商工省令(第二十七號)五月二十四日施行(昭和十二年十二月十七日商工省令第三十五號ノ改正))

- 第一條ノ二 綿絲ヲ製造スル者ハ其ノ製造シタル綿絲ニ付別ニ定ムル標識ヲ附スベシ
- 第二條ノ二 第一條ノ二又ハ前條第三項

ステープルファイバー引渡ノ番手制限ニ關スル件

(昭和十三年六月十八日公布商工省令(第三十三號)六月十八日施行)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リステープルファイバー引渡ノ番手ニ關スル件左ノ通定ム

ステープルファイバー引渡ノ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ單絲ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番、三十番又ハ四十番ト爲シ雙絲ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ八十番ト爲ス

シテ本則施行ノ際現ニ第四條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品又ハ第六條ニ規定スル原料若ハ材料ヲ製造中ノモノニハ本則適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第五條各號又ハ第七條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

本則施行ノ際現ニ鋼又ハ銅合金ヲ使用シテ第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スル者ハ昭和十三年五月一日現在ノ當該物品又ハ部分品ノ在庫數量ヲ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

本則ハ昭和十三年四月二十五日公布商工省令(第十九號)昭和十三年五月十五日施行

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉄鑄物ノ製造制限ニ關スル件

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープルファイバー又ハステープルファイバー引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出品等ニ關スル臨時措置

コトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

綿絲販賣價格取締規則

(昭和十三年五月二十二日布商工務令第二十四號五月二十二日ヨリ施行)

綿絲ノ供給ヲ調整シ其ノ價格及取引ヲ公正ナラシムル爲メ昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿絲販賣價格取締規則左ノ通定ム

- 一 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ前項ノ綿絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス
- 二 前條第二項ノ種類ノ綿絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
- 三 第一條第二項ノ種類ノ綿絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ純綿絲(ステール)アルアイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル維ヲ三割未満混用シタルモノヲ含ム以下同ジ)ニ在リテハ八月日以後、開用

綿絲(ステール)アルアイバーヲ重量割合ニ於テ三割以上五割未満混用シタルモノヲ謂フ)ニ在リテハ五月日以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

四 第一條第二項ノ種類ノ綿絲以外ノ綿絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式(略)ニ依リ商工大臣ニ届出ツベシ

附則
本則ハ昭和十三年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十三年十月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノ綿絲ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年十月又ハ十一月ニ引渡ヲ爲ス純綿絲ニシテ其ノ最高價格ヲ超ユルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

揮發油及アルコール混用法關係

揮發油及アルコール混用法
(昭和十二年三月三十一日布商工務令第三十九號四月二十五日施行)

一 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ貯油所ヨリ揮發油ヲ搬出セントスルトキ又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ使用シ若ハ之ヲ他ノ者ニ引渡サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニアルコイルヲ混入スベシ但シ勅令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リアルコイルヲ混入計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキハ亦同ジ

三 政府ハ必要アリト認ムルトキハアルコイルヲ混入計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

四 政府ハ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シアルコイル混入計畫ノ實施ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

五 本法ニ依リアルコイルヲ混入シタル揮發油ヨリアルコイルヲ分離スルコトヲ得ズ

六 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者第一條第一項但書ノ規定ニ依リアルコイルヲ混入セズシテ揮發油ヲ搬

出シ又ハ引渡サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニ付アルコイルヲ混入セザル揮發油ナルコトヲ議別シ得ベキ標準ヲ附シタルコトヲ前項ノ規定ニ依リ附シタル標準ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

八 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

九 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

十 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

十一 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者第六條ノ命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

十二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

十三 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、業主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

十四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム揮

發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ本法施行ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間ヲ限リ第一條ノ規定ニ拘ラズ揮發油ニアルコイルヲ混入セザルコトヲ得

揮發油及アルコイル混用法施行令

(昭和十三年四月二十二日勅令第二百八十四號 昭和十三年四月二十五日施行)

- 一 揮發油及アルコイル混用法第一條第一項ノ規定ニ依リアルコイルヲ混入スベキ揮發油ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油トシテ
- 一 命令ノ定ムル試驗方法ニ依ル九五度以下ノモノ
- 二 攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ越エザルモノ

- 二 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ揮發油ニアルコイルヲ混入セザルコトヲ得
- 一 自己ノ他ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 二 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シ其ノ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡ヲ爲ス揮發油ヲ其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 三 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ガ其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ其ノ者ニ引渡シ又ハ其ノ者ニ引渡スル目的ヲ以テ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 四 搬出又ハ貯油所及アルコイル混用法施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 五 搬出又ハ貯油所及アルコイル混用法施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 六 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 七 工場又ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用セントスルトキ
- 八 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 九 軍用上ノ必要ニ依リ政府ガ購入スル揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 十 天災事變其ノ他ノ己ムコトヲ得ザル事由ニ因リ揮發油ニアルコイルヲ混入シテ之ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場又ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡スコトヲ得ザルトキ
- 三 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ工場又ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ其ノ工場又ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量當時年額百キロワットルニ達セザル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ揮發油ニアル

揮發油及アルコイル混用法施行令

コイルヲ混入セザルコトヲ得

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ於テ必要ト認ムル期間其ノ期間内ニ其ノ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量ヨリ第二條第一號乃至第九號ノ規定ニ依リアルコイルヲ混入セザルコトヲ得

揮發油ノ數量ヲ除キタル數量ニ對シ商工大臣ノ定ムル割合ニ相當スル數量ノ揮發油ニ、アルコイルヲ混入スルコトヲ要セズ

前項ノ期間及割合ハ商工大臣之ヲ告示ス

五 本令中商工大臣トアルハ臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附 則

本令ハ揮發油及アルコイル混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ石炭、亞炭若ハオイルシエールヨリ製造シタル原料油又ハガスノ合成ニ依リ製造シタル原料油ヨリ製造シタル揮發油ニハ當分ノ内アルコイルヲ混入セザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リアルコイルヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ數量ハ第四條ノ揮

揮發油及アルコイル混用法施行規則

發油ノ總數量ニ之ヲ算入セズ

(昭和十三年四月二十三日商工省令第十七號)

揮發油及アルコイル混用法施行規則左ノ通定ム

一 揮發油及アルコイル混用法施行令第一條第一項第一號ノ試驗方法ハ日本標準規格第百七十四號石油製造品試驗方法第六條ノ分留試驗方法トス

二 揮發油及アルコイル混用法第五條第一項及同法施行令第二條第六號乃至第八號ノ用途ハ内燃機用(航空機ノ内燃機用ヲ除ク)以外ノ用途トス

三 揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遅滞ナク左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 工場又ハ貯油所ノ名稱及住所

二 氏名名稱又ハ商號及住所

三 工場又ハ貯油所ノ全體圖ヲ添付スベシ

四 揮發油ノ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遅滞ナク前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

- 一 事業ノ概要
- 二 貯藏設備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日
- 一 第一項各號ニ掲グル事項並ニ前項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遅滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 四 揮發油ノ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ讓渡シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツムベシ
- 一 讓渡又ハ廢止ノ事由及時期
- 二 讓渡ニ在リテハ讓受人ノ氏名名稱又ハ商號及住所
- 五 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ休止セントスルトキハ豫メ休止ノ事由及期間ヲ商工大臣ニ届出ツベシ但シ揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ニ在リテハ六月未滿ノ休止ヲ爲ス場合ニ限ル
- 六 揮發油ノ移入ヲ業トスル者休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遅滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
- 三 揮發油及アルコイル混用法施行令第三條ノ許可ヲ受ケタル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ記載シタル許可申請書ヲ商

工大臣ニ提出スベシ
一 アルコールヲ混入セザル事由
二 一年間ニ於ケル製造、輸入又ハ移入數量
三 一年間ニ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス數量
七 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ其ノ前年九月三十日迄ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
八 アルコール混入計畫認可申請書ニハ工場又ハ貯油所別ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 揮發油又ハ搬入數量及搬出、使用ニハ引渡數量並ニ年始年末在庫數量
二 アルコールヲ混入スル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入スル割合
三 アルコールノ搬入、及搬出數量並ニ年始及年末在庫數量
四 アルコールノ貯藏設備及貯藏能力
五 アルコールノ混入設備及混入方法
六 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ貯藏設備及貯藏能力
九 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ

左ニ掲グル事項ヲ工場又ハ貯油所別ニ記載シタル届出書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ月末在庫數量
二 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入タル割合
三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ月末在庫數量
十 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者揮發油及アルコール混入法施行令第二條第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルキハ瓶、罐、樽其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レタル其ノ揮發油ニ付テハ其ノ容器ノ見易キ箇所ニ別記(略)様式第一號ノ印章ヲ附スベシ其ノ容器ニ包裝ヲ施シタルモノニ在リテハ其ノ包裝ニ付テモ同ジ
前項ノ場合ニ於テ當該搬出又ハ引渡ガ同時ニ揮發油及アルコール混入法施行令第二條第一號乃至第五號又ハ第九號ノ規定ニ依リ搬出又ハ引渡ニ該當スル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ
十一 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣

實其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ揮發油及アルコール混入法施行令第二條第一號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油(前條ノ規定ニ依リ標準ヲ附シタル揮發油ヲ除ク)ヲ内燃機用(航空機ノ内燃機用ヲ除ク)ニ使用シ又ハ供スルモノナルコトヲ知リテ讓渡スコトヲ得ズ但シ軍事上ノ必要ニ依リ政府ガ購入セントスルトキ又ハ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ
十二 業務上揮發油及アルコール混入法施行令第二條第四號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス事業主(第十條ノ規定ニ依リ標準ヲ附シタル揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者及業務上揮發油ノ輸送ヲ爲ス者ヲ除ク)若ハ其ノアルコールヲ混入セザル揮發油ニ付テハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出該書
一 揮發油ヲ讓受ケタル日及其數量
二 揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱數量及月末在庫數量
十三 揮發油及アルコール混入法第七條ノ證票ハ別記(略)様式第二號ニ依リ

附則
本則ハ揮發油及アルコール混入法施行令ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九條及第十二條ノ規定ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
揮發油及アルコール混入法附則第二項ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ昭和十三年六月三十日ニ至ル期間トス
本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造又ハ輸入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
本則施行ノ際現ニ揮發油ノ移入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ノ業ヲ營ム者ハ昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ本則施行ノ日ヨリ一月以内ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
揮發油及アルコール混入法施行令附則第二項ノ規定ニ依リアルコールヲ用入セザルコトヲ得ル揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニハ其ノ事業ニ付當分ノ内本則ヲ適用セズ

商工省告示第百二十一號
揮發油及アルコール混入法第一條第二項ノ規定ニ依リ揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合左ノ通定ム
揮發油ノ容量九十五ニ對シアルコールノ容量五
商工省告示第百二十二號
(昭和十三年四月二十五日公布)
揮發油及アルコール混入法施行令第四條第一項ノ期間及割合左ノ通定ム
一 期間昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間
二 割合四分ノ三以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ
重要礦物増産法關係
重要礦物増産法施行令
(昭和十三年六月八日公布勅令第四百十號)
(本令は重要礦物増産法施行ノ日ヨリ施行)

一 本令ニ於テ鑛業權トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ含ム
二 重要礦物増産法第四條第一項ノ規定ニ依リ協議ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
一 當該鑛業者ガ事業ニ著手セズ又ハ休業中ナルトキ
二 鑛利保護上必要アルトキ
三 合併施業其ノ他操業ノ合理化ノ爲必要アルトキ
三 鑛山監督局長裁定申請書ヲ受理シ又ハ重要礦物増産法第五條第一項ノ規定ニ依リ命令書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ當該鑛業權ニ付テハ申請又ハ命令アリタル旨ノ登録ヲ爲スベシ
四 對價ヲ支拂フベキ者對價ノ全部ノ支拂又ハ供託ヲ爲シタルトキハ支拂又ハ供託ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添付シ其旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ
五 鑛業權者對價ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ付延期ヲ承諾シタルトキハ當事者連署ノ上鑛山監督局長ニ其ノ旨ノ届書ヲ提出スベシ
六 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ノ移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲スベシ
一 第四條ノ規定ニ依リ届書ヲ受理シ

- 二 前條ノ規定ニ依ル屆書ヲ受理シタルトキ
- 前項第二號ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ニ付抵當權設定ノ登錄ヲ爲スベシ
- 七 重要鑛物増産法第十條第二項ノ期間内ニ支拂又ハ供託ナキトキハ鑛業權者ハ備付シタル事實ヲ證明スル書面ヲ添付シ其ノ旨ノ屆書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ
- 八 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ第三條ノ規定ニ依ル登錄ヲ抹消スベシ
 - 一 裁定ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定書
 - 二 第六條ノ規定ニ依ル登錄ヲ爲ストキ
 - 三 重要鑛物増産法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ決定ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 九 商工大臣裁定申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ノ副本ヲ當該鑛業權者ニ交付シ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシメ且其ノ申請書ノ要旨ヲ當該鑛業權者ハ事業設備ニ付登錄又ハ登記シタル擔保權ヲ有スル者(以下關係人ト稱ス)ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機

- 十 會ヲ與フベシ
- 商工大臣決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ關係人ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ
- 十一 裁定又ハ決定ニハ理由ヲ附スベシ
- 裁定書又ハ決定書ノ原本ハ之ヲ申請人鑛業權者及關係人ニ交付スベシ
- 十二 裁定又ハ決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス
- 十三 本令ニ規定スルモノノ外裁定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 十四 本令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行為ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承認人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス
- 十五 重要鑛物増産法ニ依リ政府ニ提出シ又ハ政府ヨリ交付スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經テ商工大臣ニ提出シ又ハ商工大臣ヨリ交付スルモノトス

重要鑛物増産法施行規則

- 一 本規則ニ於テ鑛業權トハ砂鑛權者ヲ、鑛業權トハ砂鑛權ヲ、鑛區トハ砂鑛區ヲ含ム
- 二 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ但シ製鑛ヲ爲ス場合ヲ除クノ外鑛探數量石炭ヲ目的トスルモノニ在リテハ年十五噸、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、亞炭又ハ硫黃ヲ目的トスルモノニ在リテハ年一萬噸、其ノ他ノ重要鑛物ヲ目的トスルモノニ在リテハ年千噸ニ滿タザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 重要鑛物増産法第十四條ノ規定ニ依ル事業計畫ハ商工大臣ノ定ムル期間ニ付鑛山毎ニ之ヲ定ムベシ
- 四 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 石炭鑛區
 - (一) 試鑛及探炭ニ關スル計畫ノ概要
 - (二) 田炭數量(炭種別ニ記載スベシ)
 - (三) 運搬ニ關スル計畫ノ概要
 - (四) 處分方法
 - 二 石炭鑛區以外ノ鑛區
 - (一) 探鑛、掘探及選鑛ニ關スル計畫ノ概要
 - (二) 掘探數量及品位
 - (三) 精鑛數量及品位

- (四) 處分方法
- 鑛業權者製鑛ヲ爲ス場合ニ於テハ前項第二號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 製鑛設備ニ關スル計畫
- 二 製鑛計畫ノ概要
- (一) 元鑛ノ種類別品位及處理數量
- (二) 製鑛實收率
- (三) 製鑛ノ種類別品位及產出數量
- (四) 操業日數
- 三 處分方法
- 五 裁定ヲ申請スル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書正副三通ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 當該鑛業權ノ登録番號並ニ鑛業權者及關係人ノ氏名名稱及住所
- 二 申請ノ目的及理由
- 三 對價並ニ其ノ算出ノ基礎及支拂方法
- 四 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ其ノ設備ノ範圍並ニ對價及其ノ支拂方法
- 五 讓受又ハ鑛區ノ増減後ニ於ケル事業計畫ノ概要
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添付スベシ
- 一 當該鑛業權者トノ協議ノ願末又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル事由ヲ記載

- シタル書面
- 二 鑛區圖及鑛床圖又ハ當該鑛區ノ増減範圍ヲ示シタル圖面及鑛床圖(鑛床圖ハ平面圖及剖面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ製スベシ)
- 三 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ建物ノ登記簿ノ原本
- 四 會社ニ在リテハ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類
- 五 組合ニ在リテハ契約書
- 關係人アルトキハ前二項ノ規定ニ依ル副本ノ外關係人ノ數ニ應ズル申請書及添附圖面ノ副本ヲ提出スベシ
- 六 重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル届出ト同時ニ當該者出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ登録稅ヲ納付スベシ
- 登録稅ノ納付ハ登録稅納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ爲スベシ
- 七 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ申請書、屆書又ハ登録稅納付書ヲ受理セズ
- 一 他ノ鑛山監督局ノ管轄ニ屬スルトキ
- 二 法令ニ依リ裁定ヲ申請シ得ザルモノナルトキ

- 三 重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反シ屆書ニ事實ヲ證スル書面ヲ添付セザルトキ
- 四 重要鑛物増産法施行令第五條ノ規定ニ違反シ屆書ニ當該者連署セザルトキ
- 五 第五條ノ規定ニ違反シ裁定申請書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ添付スベキ書類若ハ圖面ヲ添付セザルトキ
- 六 第六條ノ規定ニ違反シ登録稅ヲ納付セザルトキ
- 八 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業權者會社ナルトキハ營業期經過後遲滞ナク財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 九 本規則ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行為ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承認人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス
- 十 本規則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經由スベシ

探鑛獎勵金交付規則改正

(昭和十三年五月二十四日公布施行) 探鑛獎勵金交付規則

一 商工大臣ハ銅、鉛、錫、鐵、安、貴、母、水、銀、鎳、亞、鉛、鐵、錳、硫、化、水、鉛、鎳、格、魯、鐵、鎳、滿、德、鐵、錳、重、石、鎳、探、鑛、目、的、ト、シ、テ、坑、道、ヲ、掘、鑛、セ、ル、探、鑛、權、者、ニ、對、シ、本、則、ニ、依、リ、每、年、度、豫、算、ノ、範、圍、內、ニ、於、テ、獎、勵、金、ヲ、交、付、ス、青、森、縣、岩、手、縣、宮、城、縣、秋、田、縣、山、形、縣、又、ハ、福、島、縣、ニ、於、テ、銀、鐵、錳、鉛、錳、山、砒、石、石、炭、亞、炭、硫、黃、石、膏、又、ハ、重、晶、石、ノ、探、鑛、目、的、ト、シ、テ、坑、道、ヲ、掘、鑛、セ、ル、探、鑛、權、者、ニ、對、シ、亦、前、項、ニ、同、ジ、ル、金、額、ヲ、限、度、ト、ス、

二 水平坑道ニ在リテハ延長一メートルニ付二十圓
三 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號(略)ニ依リ申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
四 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セシトスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケルベシ
五 獎勵金ハ探鑛作業ガ豫定ノ延長若ハ深度ニ達シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
七 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ヲ備ヘ、掘鑛ノ狀況及地質鑛床ノ狀況ヲ記載スベシ
八 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑛日誌ニ基キ毎月十日迄ニ其ノ前月分ノ掘鑛ノ狀況及地質鑛床ノ狀況ニ關シ、様式第二號(略)ニ依リ報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
九 重大ナル事故ニ因リ探鑛作業ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ遲滞ナク商工大臣ニ報告スベシ
十 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者探鑛作業ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケルベシ
十一 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者續業權ヲ移轉シ、承繼人ニ於テ探鑛作業ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上、商工大臣ノ承認ヲ受ケルベシ
十二 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ、探鑛作業ノ中止又ハ探鑛作業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
十三 探鑛作業ガ豫定ノ延長又ハ深度ニ達シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

臨時資金調整法關係

國際收支調查規則

(昭和十三年四月八日大藏省令第二十二號) (即日施行)

一 國際收支調查規則左ノ通定ム
大藏大臣ハ臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ國際收支ニ關スル事項ヲ調査スル爲ニ必要アリト認ムルトキハ第二條以下ニ定ムルモノノ外隨時人及事項ヲ指定シテ報告ヲ求ムルコトヲ得
二 昭和十二年中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル収入又ハ支拂ヲ爲シタル者ハ其ノ収入金額又ハ支拂金額等ヲ附屬第一號乃至第十一號書式(略)ニ依リ昭和十三年五月十日迄ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ各號毎ニ収入金額又ハ支拂金額ヲ通ジテ五百圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一 外國通貨ヲ以テ表示スル外國ノ公債、社債其ノ他ノ債券ノ利子(利札ノ賣却代金ヲ含ム)ノ收入
二 外國居住者(外國政府、外國ノ公團體及本邦ニ本店ヲ有スル會社ノ外國ニ在ル營業所ヲ含ム以下同ジ)ニ對スル貸付金又ハ預ケ金ノ利子ノ收入
三 外國居住者ヨリノ借入金又ハ預リ金ノ利子ノ支拂
四 外國居住者ヲ受託者トスル信託ノ利益ノ收入
五 外國ニ本店ヲ有スル會社(滿洲國ノ特別法ニ據リ設立セラレタル會社ヲ除ク)ヨリノ配當金其ノ他ノ利益ノ分配金ノ收入
六 外國居住者ヘノ配當金其ノ他ノ利益ノ分配金ノ支拂
七 外國居住者ト間ニ於ケル船料(船舶ノ貸賃借料ヲ含ム)ノ收入又ハ支拂
八 外國居住者ト間ニ於ケル不動産ノ貸賃借料ノ收入又ハ支拂
九 外國船隻ノ製造若ハ修繕代、外國船隻ノ水先案内料、外國船隻ノ港灣設備等ノ使用ニ關スル料金又ハ外國船隻ノ積卸荷役費ノ收入
十 外國居住者ト間ニ於ケル特許權

三 實用新案權、意匠權、商標權、著作權、其ノ他之ニ類スル權利ノ讓渡若ハ讓受代金又ハ此等ノ權利ノ實施ニ關スル對價ノ收入又ハ支拂
十一 外國居住者ト間ニ於ケル船舶不動産、鑛業權又ハ森林伐採權ノ讓渡若ハ讓受代金ノ收入又ハ支拂
十二 昭和十二年中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ外國居住者ヨリ收入ヲ爲シ又ハ外國居住者ニ對シ支拂ヲ爲シタル者ハ其ノ收入金額又ハ支拂金額等ヲ附屬第十二號乃至第十五號書式(略)ニ依リ昭和十三年五月十日迄ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ各號毎ニ收入金額又ハ支拂金額通ジテ二千圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
一 本邦若ハ外國ノ公債、社債其ノ他ノ債券(登錄シタルモノヲ含ム)ノ取得又ハ處分
二 外國通貨ヲ以テ表示スル外國ノ公債、社債其ノ他ノ債券ノ拂込又ハ償還
三 本店若ハ外國ノ會社ノ株式若ハ持分ノ取得又ハ處分
四 外國ニ本店ヲ有スル會社(滿洲國ノ特別法ニ據リ設立セラレタル會社ヲ除ク)ノ株式若ハ之ニ對スル出資ノ拂込又ハ拂戻

五 外國居住者ニ對スル貸付金ノ貸付
若ハ同收又ハ外國居住者ニ對スル預
ケ金ノ預入若ハ引出
六 外國居住者ヨリノ借入金ノ借入若
ハ返済又ハ外國居住者ヨリノ預リ金
ノ受入若ハ拂戻
七 外國居住者ヲ受託者トスル信託ノ
委託又ハ終了
四 昭和十二年中ニ營業又ハ宗教、慈善、
教育其ノ他ノ公益ヲ目的トスル事業ニ
關シ外國居住者ヨリ千圓相當額以上ノ
送金ヲ受ケ又ハ外國居住者ニ對シ千圓
相當額以上ノ送金ヲ爲シタル者ハ其ノ
金額等ヲ附屬第十六號書式(略)ニ依リ
昭和十三年五月十日迄ニ大藏大臣ニ報
告スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル
モノニ付テハ此ノ限リニ在ラズ
一 本邦ノ輸出入貨物ノ代金ノ收入又
ハ支拂
二 外國通貨ヲ以テ表示スル本邦ノ公
債、社債其ノ他ノ債券ノ利子(利札
ノ賣却金ヲ含ム)ノ收入
三 邦貨ヲ以テ表示スル外國ノ公債、
社債其ノ他ノ債券ノ利子(利札賣却
代金ヲ含ム)ノ收入又ハ此等ノ債券
ノ拂込若ハ償還ニ依リ支拂又ハ收入
四 滿洲國ノ特別法ニ據リ設立セラレ
タル會社ヨリノ配當金其ノ他利益分

五 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂
六 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂
七 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂
八 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂
九 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂
十 前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベ
キ事項ニ該當スル収入又ハ支拂

トノ貸借關係等ヲ附屬第十八號書式
(略)ニ依リ昭和十三年五月十日迄ニ大
藏大臣ニ報告スベシ
八 外國ニ本店ヲ有スル會社ノ本令施行
地内ニ在ル營業所ノ代表者ハ昭和十二
年中ノ當該營業所ノ勘定ニ屬スル收支
計算並ニ其ノ外國ニ在ル自社各店及他
店トノ貸借關係等ヲ附屬第十九號書式
(略)ニ依リ昭和十三年五月十日迄ニ大
藏大臣ニ報告スベシ
九 本令施行地ニ本店ヲ有スル資本金二
十萬圓以上ノ會社ハ昭和十二年首及同
年末ニ於ケル其ノ資本金中外國人ノ保
有スル部分ノ割合等ヲ附屬第二十號書
式(略)ニ依リ昭和十三年五月十日迄ニ
大藏大臣ニ報告スベシ但シ昭和十二年
末ニ於テ外國人ノ保存スル拂込資本金
十萬圓ニ滿タザル場合ハ此ノ限リニ在
ラズ
十 大藏大臣ハ外國爲營業務ヲ營ム銀
行、信託會社、保險會社、拓植會社、
本邦外國間若ハ外國港相互間ニ於テ海
運業ヲ營ム者又ハ遠洋漁業ヲ營ム者ニ
對シ其ノ第二條乃至第八條ノ規定ニ依
リ爲スベキ報告ノ全部又ハ一部ニ代ヘ
特別ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
十一 本令ニ依リ報告ヲ爲スベキモノ已
得ザル事由ニ依リ所定ノ期限迄ニ報

告ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ兼メ
大藏大臣ノ承認ヲ受ケタル時ハ報告ヲ
延期スルコトヲ得
大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ人
及事項ヲ指定シテ本令ニ定ムル報告ノ
全部又ハ一部ヲ免除シ又ハ其ノ期限ヲ
延長スルコトヲ得

臨時農村負債處理法
關係

臨時農村負債處理法施行規則
(昭和十三年六月十八日公布農林、大藏、
內務省令第一號)

一 農村負債整理組合法施行規則第五條
ノ規定ハ臨時農村負債處理法施行令第
二條但書ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ之
ヲ準用ス但シ負債組合又ハ負債整理事
業ヲ行フ法人トアルハ同令第十一條ノ
委員トス
二 市町村長若ハ市町村負債整理委員會
ノ委員又ハ負債整理組合若ハ信用組合
ノ理事ハ其ノ市町村ニ居住スル臨時農
村負債處理法第一條ノ職死傷者遺家族
(以下職死傷者遺家族ト稱ス)又ハ其ノ
負債整理組合若ハ信用組合ノ組合員タ

ル職死傷者遺家族ノ爲ニ同法第三條第
一項ノ申出ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
三 臨時農村負債處理法施行令第十一條
ノ規定ニ依リ申出ヲ受ケタル委員ハ其
ノ申出アリタル職死傷者遺家族ノ資
産、業務ノ經營及家計ノ狀況並ニ其ノ
負擔スル一切ノ債務(公法上ノ債務ヲ
含ム)ニ付テノ債權毎ノ債權者、發生
年月日、金額、利率、償還期限、償還
方法、辨濟狀況及債務發生ノ事情ヲ調
査スベシ
四 農村負債整理組合法施行規則第三條
及第四條ノ規定ハ道府縣臨時負債處理
委員會ガ臨時農村負債處理法第三條第
一項ノ申出ヲ受理シタル場合ニ之ヲ準
用ス
五 臨時農村負債處理法第四條第一項ノ
規定ニ依リ承認ノ申請ハ左ノ事項ヲ記
載シタル書類ヲ添附シ同法施行令第十
四條ノ擔當委員ニ對シ之ヲ爲スベシ
一 債權者ノ氏名、住所及職業
二 債務者ノ氏名、住所、職業ノ外其
ノ債務ノ發生年月日、金額、利率、
償還期限及辨濟狀況
三 辨濟、相殺又ハ更改ヲ爲サントス
ル金額及其ノ事由
四 債務者及債權者間ノ特殊關係ノ有
無
前項ノ申出ヲ受ケタル擔當委員ハ辨濟
相殺又ハ更改ヲ爲スモ道府縣臨時負債
處理委員會ノ幹旋及負債處理計畫ノ樹
立ニ支障ナシト認ムル場合ニ於テハ運
滯ナク承認スベシ
六 左ニ掲グル債務ニ付テハ臨時農村負
債處理法第四條第一項ノ承認ヲ受ケル
コトヲ要セズ
一 一件三十圓以下ノ債務但シ其ノ累
計額ガ百圓ヲ超ニルニ至リタル場合
ハ此ノ限リニ在ラズ
二 道府縣臨時負債處理委員會ノ幹旋
ニ依リ既ニ條件緩和ノ協定成リタル
債務

道府縣臨時負債處理委員會臨時農村
負債處理法施行令第十三條ノ規定ニ依
リ負債處理ノ申出ヲ受理シタルトキハ
負債整理組合又ハ市町村負債整理委員
會ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ
前項ノ通知アリタルトキハ負債整理組
合又ハ市町村負債整理委員會ハ幹旋ヲ
休止スベシ
八 市町村農地委員會、負債整理組合又
ハ農村經濟更生ニ關スル委員會ハ臨時
農村負債處理法第十條ノ規定ニ依リ意
見ヲ具申シ又ハ調査ヲ爲スベシ
九 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ職死

傷者遺家族ノ負債整理處理計畫樹立セ
ラレ且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定
成リタル場合ニ於テ臨時農村負債處理
法第二條ニ規定スル負債ノ償還資金ニ
充ツル爲同法第十一條第一項ノ規定ニ
依ル特別融通(以下特別融通ト稱ス)ヲ
爲スコトヲ得

十 日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道
拓殖銀行(以下融資銀行ト稱ス)ハ戦死
傷者遺家族ノ負債整理計畫樹立セラレ
且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定成リ
タル場合ニ於テ臨時農村負債處理法第
二條ニ規定スル負債ニシテ不動産ヲ擔
保トスルモノノ償還資金ニ充ツル爲同
法第十一條、第十三條ノ規定ニ依ル特別
融通(以下特別融通ト稱ス)ヲ爲スコトヲ得

十一 産業組合中央金庫ガ信用組合ニ對
シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ特別融
通ノ契約中ニ信用組合ガ其ノ組合員タ
ル戦死傷者遺家族又ハ負債整理組合ニ
對シ負債處理資金ノ融通ヲ爲スニ因リ
過失ナクシテ損失ヲ受ケタルトキハ當
該信用組合ニ對スル負債處理資金融通
總額ノ十分ノ六ヲ限度トシテ之ヲ補償
スベキ旨ノ規定ヲ爲スベシ

十二 市町村ガ戦死傷者遺家族ニ對シ特
別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル負債處理資
金貸付額又ハ信用組合若ハ負債整理組

合ガ戦死傷者遺家族ニ對シテ爲ス負債
處理資金貸付額ノ最高限度ハ一戦死傷
者遺家族ニ付三千圓(特別ノ事由ニ因
リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ五
千圓)ヲ超ユルコトヲ得ズ

十三 市町村、産業組合中央金庫又ハ信
用組合ガ負債整理組合ニ對シ負債處理
資金ヲ融通シタル場合ニ於テ其ノ負債
整理組合ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ
至リタルトキハ期限前ト雖モ特別融通
ニ因ル債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲
サシムベシ

一 其ノ資金ヲ第九條ノ目的外ニ使用
シタルトキ又ハ其ノ資金ニ餘裕ヲ生
ジタルトキ

二 組合員タル戦死傷者遺家族ヨリ特
別融通ニ因ル資金ヲ以テスル貸付金
ノ償還ヲ受ケタルトキ

市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀
行ガ戦死傷者遺家族ニ對シ特別融通ヲ
爲シタル場合ニ於テ負債處理資金ノ貸
付ヲ受ケタル戦死傷者遺家族ガ其ノ資

金ヲ第九條又ハ第十條ノ目的外ニ使用
シタルトキハ市町村、信用組合又ハ融
資銀行ハ期限前ト雖モ特別融通ニ因ル
債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲サシム
ベシ

第十四 農村負債整理資金特別融通及損失
補償法施行規則第八條、第九條第三項、
第十二條、第十四條、第十五條、第十
八條第二項及第二十一條乃至第二十四
條ノ規定ハ市町村、産業組合中央金庫
若ハ融資銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合又
ハ信用組合ガ負債處理資金ノ融通ヲ爲
ス場合ニ之ヲ準用ス但シ第八條第一項
中農村負債整理資金特別融通及損失補
償法施行ノ日ヨリトアルハ臨時農村負
債處理法施行ノ日ヨリトシ第二十三條
中當該負債整理組合ノ事務所所在地ト
アルハ當該負債整理組合ノ事務所所在
地又ハ其ノ資金ノ貸付ヲ受ケントスル
者ノ住所トス

十五 農村負債整理資金特別融通及損失

補償法施行規則第七條、第九條第一項
第二項、第十條、第十一條及第十八條
第一項ノ規定ハ市町村若ハ産業組合中
央金庫ガ負債整理組合ニ對シ特別融通
ヲ爲ス場合又ハ信用組合ガ其ノ組合員
タル負債整理組合ニ對シ負債處理資金
ヲ融通スル場合ニ之ヲ準用ス

十六 市町村ハ特別融通ヲ爲シタル戦死
傷者遺家族ニ對シ主務大臣、府縣知事
(北海道廳長官ヲ合ム以下同シ)又ハ市
町村長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ其ノ資産負債及負債處理ノ
狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サ
シムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベ
シ信用組合ハ負債處理資金ヲ融通シタ
ル戦死傷者遺家族ニ對シ農林大臣、大
藏大臣、地方長官、産業組合中央金庫
又ハ信用組合ニ於テ必要アリト認ムル
トキハ何時ニテモ其ノ資産負債處理ノ
狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サ
シムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベ
シ

十七 農村負債整理資金特別融通及損失
補償法施行規則第十九條ノ規定ハ第十
四條若ハ第十五條ニ於テ準用スル同則
第十八條ノ規定又ハ前條ノ規定ニ依リ
調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメタル者
ニ之ヲ準用ス

十八 市町村ハ毎年五月三十一日迄ニ前
年度ノ特別融通ノ狀況ニ關スル報告書
(略)ヲ府縣知事及主務大臣ニ提出スベ
シ

十九 農村負債整理資金特別融通及損失
補償法施行規則第十六條及第十七條ノ
規定ハ臨時農村負債處理法第十四條第
一項ノ損失補償ノ契約ニ之ヲ準用ス

二十 農村負債整理組合法第八條ノ規定
ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ハ本則
ノ適用ニ關シテハ之ヲ負債整理組合ト
看做ス

二十一 本則中町村又ハ町村長トアルハ
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準
ズベキモノトス

二十二 負債處理資金特別融通及損失補
償ニ關シテハ本則ニ依ルモノノ外市町
村ニ在リテハ主務大臣、産業組合中央
金庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及
大藏大臣之ヲ定ム

二十三 本則中主務大臣トアルハ農林大
臣、大藏及内務大臣トス

附則
本令ハ臨時農村負債處理法施行ノ日ヨリ
之ヲ施行ス

損失補償法施行規則中改正
(昭和十三年六月十八日公布農林、大藏、
内務省令第二號、即日施行)

三 産業組合中央金庫ガ信用組合ニ對シ
特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ特別融通
ノ契約中ニ信用組合ガ其ノ組合員タル
負債整理組合ニ對シ負債資金ノ融通ヲ
爲スニ因リ過失ナクシテ損失ヲ受ケタ
ルトキハ當該信用組合ノ負債整理組合
ニ對スル負債整理資金融通總額ノ十分
ノ三ヲ限度トシテ之ヲ補償スル旨ノ規
定ヲ爲スベシ
(昭和十二年十一月三十日公布
農林、大藏、内務省令第一號參照)

産金法關係
(昭和十三年五月九日公布大藏省令
第二十五號、即日施行)

産金買上規則中改正
附則第二項ヲ削ル
昭和十二年八月二十四日省令第三十二
號産金買上規則ニ抄録附則第二項ニ本
令ニ依リ金地金ヲ賣却スル者ハ金地金
ノ買上代金ノ支拂ヲ受クル際當分ノ内
其ノ買上價額ノ一萬分ノ五ニ相當スル
金額ヲ政府ニ支拂フベシ

重要輸出品取締法關

重要輸出品取締法施行規則中改正

(昭和十三年六月八日公布商工省令
第六十八號八月一日ヨリ施行)

第一條第九號中「絹織物(絹織物以外ノ絹類ヲ總稱スルモノ)」ノ三分ノ一未滿交織シタルモノ及人造絹絲ヲ總稱スルモノノ三分ノ一未滿交織シタルモノト組合セ輸出スルモノニシテ柄合ノ關係上人造絹絲ヲ總稱スルモノノ三分ノ一以上交織シタルモノヲ含ムルモノ」ヲ「絹織物(絹織物以外ノ絹類ヲ總稱スルモノ)」ニシテ其ノ交織率總數ヲ總稱スルモノノ三分ノ一未滿ノモノ、麻絲、人造絹絲又ハステープルヲ含ムルモノノ交織シタルモノノ三分ノ一未滿ノモノ、其ノ他ノ絹ヲ交織シタルモノノ三分ノ一未滿ノモノ、以下ノモノ並ニ絹類トシテ毛絲又ハ絹絲ノ數總稱スルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除キ絹絲ノ數最モ多キモノヲ含ム」ニ改ム

(昭和十一年九月二十六日公布商工省令
第八號重要輸出品取締法施行規則參照)

輸出絹織物取締法關

輸出絹織物取締法施行規則中改正

(昭和十三年六月八日公布商工省令
第二十九號八月一日ヨリ施行)

一、輸出絹織物ト稱スルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スル輸出向織物(「パイル」織物ヲ除ク)ニシテ幅十八吋以上長二碼以上ノモノヲ謂フ

二、絹絲ヲ以テ製織シタルモノノ數總稱スルモノノ三分ノ一以上ノモノ(毛絲ヲ交織シタルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク)ニシテ其ノ數總稱スルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク

三、人造絹絲ヲ以テ製織シタルモノノ數總稱スルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク

四、輸出人造絹織物ト稱スルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スル輸出向織物(人造絹、パイル、織物以外ノ「パイル」織物ヲ除ク)ニシテ幅十八吋以上長二碼以上ノモノヲ謂フ

二、人造絹絲ヲ以テ製織シタルモノノ數總稱スルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク

三、人造絹絲ト人造絹絲以外ノ絹類ト交織シタルモノノ三分ノ一以上ノモノヲ除ク

附錄二 物資總動員計畫に關する 政府聲明

(昭和十三年六月廿三日)

支那事變は徐州陥落により一大進展を見たるもその前途は尙遠慮なり。第三國の支援を頼み長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的潰滅のため兵力は逐次増強せられ今や我國有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつつあり。この時に當り統帥は施設により作戦行動に支障なからしめ以て帝國所期の目的を達成せしめ東洋永遠の平和を確立せんためには刻下凡百の施設を戦時目的貫徹に集中し官民一體長期持久の戦時體制を確立し以て時局に對處せざるべからず。これがため當面の急務は物資の調整運用を最も有効適切ならしむるにあり。即ち萬難を排し輸出入の振興、生産の増加、配給、消費の統制に關する政策の徹底強化をはかるの要益緊切なりとす。茲において政府は新事態に即應し軍需品及び輸出入原料充足を優先とする物資需給の計畫を樹てこれが遂行上緊要と認むる左記の諸方策の徹底的實行を期し以て國防の安固、國民經濟の維持をはかることに決せり

- 一、爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出入の振興及び國民生活維持のため現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずると共に基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併も強化し物價の引下げを行ふ
- 二、一般物資につき極力消費節約をはかること特に輸入物資については必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること
- 三、輸出入の増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進策を強化すること
- (イ) 製品の輸出入とその原料材料の輸入とをリンクせしむる等の方法により輸出入原料材料の輸入を確保すること
- (ロ) 輸入原料材料につきこれを國內消費用途と輸出用途とに區別し輸出入原料材料の國內消費用途を徹底的に防止すること
- 四、主要物資につき輸入及び配給の適正

- 一、輸出入の振興及び國民生活維持のため現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずると共に基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併も強化し物價の引下げを行ふ
- 二、一般物資につき極力消費節約をはかること特に輸入物資については必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること
- 三、輸出入の増進のため綜合計畫の下にこれが一般的促進策を強化すること
- (イ) 製品の輸出入とその原料材料の輸入とをリンクせしむる等の方法により輸出入原料材料の輸入を確保すること
- (ロ) 輸入原料材料につきこれを國內消費用途と輸出用途とに區別し輸出入原料材料の國內消費用途を徹底的に防止すること
- 四、主要物資につき輸入及び配給の適正

使用制限州三品目

- 一、國內需要につき使用制限を強化すべしとする資源左の如し
- 銅材、鉄鋼、金、白金、銅、黄銅、亜鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀
- アルミニウム、石綿、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ペンソール、トリオール、石炭酸、硝酸、ソーダ、苛性、燐礦石

附録三 物價委員會の答申

(昭和十三年六月廿三日)

一般消費調整策

消費の節約

一、消費節約の方法 物資の事情に應じ之が節約は左の如き方法によるものとす(一)法令に依る消費節約(二)國民の自制に依る消費節約(三)團體的統制に依る消費節約(四)個人的自覺に依る消費節約

二、法令に依る消費節約の方法 軍需の充足、生産力の擴充、輸出入貿易の増進に必要なる輸入物資及國産不足物資に付ては法令に基き民需を制限又は禁止するものとす

此の種の物品は棉花、羊毛、麻、ゴム、鐵、鋼、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、外材、皮革、石油等なり

三、自制に依る消費節約の方法 (一)團體的統制に依る消費節約 營業

者團體等に付原材料品又は營業用品等の消費を統制せしめ得るものに對しては各種組合法の統制又は指導勸奨に依り極力之が實現を期するものとす (ロ)個人的自覺に依る消費節約 個人的消費に屬するものに對しては國民貯蓄獎勵運動、國民精神總動員運動等に依り極力國民の自覺を促すと共に成る可く消費節約團體等を作らしめ之が徹底を期するものとす

消費の合理化

一、生産者に對しては直接又は生産者團體を通じて無駄排除、原材料品の減損防止に努めしむると共に製品に付ては極力其單純化又は規格化を行はしむるの要あり、製品の單純化又は規格化に付ては必要に應じ法令に依りて之を行はしむるものとす

二、配給業者に對し直接又は配給業者團體を通じてその營業用品の無駄排除に努めしむると共に取扱商品に付てもそ

の種類及び數量の整理を行はしむるの要あり

三、銀行、會社、組合、家庭等における消費に對しては直接又は團體を通じて國民貯蓄獎勵運動、國民精神總動員運動等により極力自覺を促し冗費節約、無駄排除に努めしむる要あり

購買力の吸収

國民の購買力の異常なる増加を其の源泉において抑制する様適切なる方策を講ずる共に國民に對しては極力貯蓄を獎勵しその購買力を吸収するに努めるを要切と認む

消費節約に伴ふ打撃緩和

消費の節約に伴ひ打撃を被る事業の業者及び使用人に付ては速に時局關係事業に轉ぜしむる等適當なる方法を講ずるものとす

織維品

一 綿製品

綿製品の價格騰貴を抑制する爲には生産費の低下、品種の制限等根本的對策を講ずる必要あるも綿製品の市價に鑑み急速

に之が騰貴抑制を圖る要あるを以て今後適當價格迄引下げの方針の下に差當り標準的品種を撰び別項の通り價格を定め之以上に價格を騰貴せしめざる措置を講ずることを要と認む。尙綿糸小倉地其他仕立上品に就ても追つて標準最高販賣價格を定むる方針なり

標準最高販賣小賣價格

- 東京における價格とす地方は其の特殊事情を考慮し之に準ずるものとす(單位圓)
- (イ)裏地 一新モス(面函コンパス)文庫 一・五〇
 - 一反に付 色新モス(同) 同 一・七〇
 - 紅新モス(同) 同 一・七〇
 - 正花裏地(鳳凰級中級) 同 同
 - (ロ)中形 擦染一色(統制一號生地)文庫 二・三〇
 - 一反に付 手染一色(知多三生地) 同 二・七〇
 - (ハ)晒木綿 甲級晒(十六手)一反に付 一・五〇
 - (ニ)晒天竺 二巾物(疋八百五十匁付)鯨一尺に付 〇・三〇
 - 三巾物(疋二千匁付) 同 〇・三〇
 - (ホ)晒キヤラコ 同 〇・三〇

二四巾物(日の出二千番級)鯨一尺に付 〇・三〇

- (ヘ)更紗キヤラコ 三巾物(輪馬級)鯨一尺に付 〇・六〇
- (ト)正絹無地木綿 十六手(二百匁付)一反に付 二・八〇
- (チ)青梅並夜具地 銀章級 一疋に付 三・五〇
- (リ)敷布 掛目織(六分ノ二〇打一貫二百匁付)一枚に付 一・四〇
- (ヌ)タオル手拭(百五十匁付)一枚に付 〇・二八
- (ル)軍手 十手(並品大人用(十六匁付))一隻に付 〇・八
- (ヲ)簡單服 MKポプリンプリント物(大人用飾なし)一枚に付 一・五〇
- (ワ)メリヤスシャツ 冬綿メリヤス(混紡一〇分ノ三〇匁付)一枚に付 一・六〇
- (カ)クレイプ、シャツ 江州品(中級四〇分ノ四〇大人用)一枚に付 一・三〇
- (コ)ポプリンワイシャツ 混紡四〇分ノ四〇(大人用)一枚に付 一・三〇

(イ)刺煮着

白キヤラコ(鐘紡鶴舟五〇〇〇番級大人用)一枚に付 一・〇〇

(ロ)子供長靴下 綿靴下(混紡二〇分ノ二〇、二三種)一疋に付 〇・三〇

(ニ)足袋 給白キヤラコ(大人用)一疋 〇・五〇

二 麻製品

麻に付ては既に相當統制行はれ居るも特殊民需品、市中在庫品等の價格騰貴を抑制する要あり之等に付ては根本的之に對策を考慮する要あるべきも不取敢現在以上の價格騰貴を極力抑止する爲漸次價格を引下げ見地の下に差當り別紙價格を標準とし騰貴を抑制するを要切と認む尙綿漁網に付ては麻漁網と密接なる關係あるを以て便宜之を定めたるものとす

標準最高販賣小賣價格

- (イ)麻洋服地 (麻洋服地、晒網麻布、蚊帳地に付ては東京に於ける價格とす、地方はその特別事情を考慮しこれに準ずるものとす)
- 本晒麻布(B1)一米に付 二・六〇

【算出基準】 歩留六割として計算したる原木代金に挽賃一圓七十銭を加へ口錢五分を加算したるものを以て製品最終販賣価格とす、上記価格は其の平均価格を示したるものなり
 (備考) 製材業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣価格に加算することを得

第二 輸入品

甲、今後通關手續を爲すもの
 米松大(一角(一石に付))

種別	輸入業者	販賣業者	価格
#1	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一六・三〇	一五・二〇
	二〇吋上	一四・三〇	一三・一〇
#2	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一三・三〇	一五・八〇
	二〇吋上	一四・三〇	一六・八〇
#3	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一三・〇〇	一四・四〇
	二〇吋上	一三・〇〇	一五・〇〇

【算出基準】 歩留七割五分として計算

したる原木代金に挽賃一圓を加へ五分の口錢を加算したるものを以て製品最終販賣価格とす、上記価格は其の平均価格を示したるものなり
 (備考) (1) 原木最終販賣価格は「ロット」賣以外の場合にありては一割以内増額することを得(2) 製材業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣価格に加算することを得

乙、米松丸太(一石に付)

種別	輸入業者	販賣業者	価格
#1	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一六・三〇	一五・二〇
	二〇吋上	一四・三〇	一三・一〇
#2	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一三・三〇	一五・八〇
	二〇吋上	一四・三〇	一六・八〇
#3	原木最終販賣価格	製品最終販賣価格	
	一八吋上	一三・〇〇	一四・四〇
	二〇吋上	一三・〇〇	一五・〇〇

【算出基準】 歩留六割として計算したる原木代金に挽賃一圓七十銭を加へ口錢五分を加算したるものを以て製品最終販賣価格とす、上記価格は其の平均価格を示したるものなり
 (備考) 製材業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣価格に加算することを得

一、皮革製品

皮革製品の価格騰貴を抑制する爲には原皮の價格統制、消費節約の強化等を行ひ價格を低下せしめる爲の根本的對策を確立する要あるも皮革製品は目下急騰の情勢に在るを以て之以上の騰貴を抑制する爲の應急施設として差當り左の對策を講ずるを緊切と認む

- (一) 別紙價格を標準とし之以上に價格を騰貴せしめざること
- (二) 靴の修繕料金に付ても別紙料金以上に之を騰貴せしめざること
- (三) 右實行を確保する爲各當業者團體に監視委員會等を設置し絶えず監視に當らしむると共に當業者に販賣價格又は修繕料金を表示せしめざること
- (四) 政府に於ても之が實行確保に關し強力なる措置を講ずること

標準最高販賣價格

東京に於ける價格とす地方に於ては種別等の差異を充分考慮し之に準ずるものとす

甲、靴(和製ボックス)

種別	卸賣價格	小賣價格
並等品	九・五〇	一〇・四〇
中等品	一〇・〇〇	一〇・九〇
大形ケース(二尺四寸迄)	一七・五〇	一八・四〇
中等品	一七・〇〇	一七・九〇
並等品	一六・五〇	一七・四〇
小形ケース(尺五寸迄)	一四・五〇	一五・四〇
並等品	一四・〇〇	一四・九〇
中等品	一三・五〇	一四・四〇
並等品	一三・〇〇	一三・九〇
大形ケース(二尺四寸迄)	一〇・五〇	一〇・九〇
中等品	一〇・〇〇	一〇・四〇
並等品	九・五〇	九・九〇
大形ケース(二尺四寸迄)	六・五〇	六・九〇
中等品	六・〇〇	六・四〇
並等品	五・五〇	五・九〇
大形ケース(二尺四寸迄)	三・五〇	三・九〇
中等品	三・〇〇	三・四〇
並等品	二・五〇	二・九〇

乙、牛革製靴

一、割合の價格とす(2)和製ボックス最上品と雖も卸賣價格(一五圓九〇)小賣價格(物品税一割合二〇圓九〇)を超えざるものとす(3)學生靴等は適當なる格差を付け右價格に準ずるものとす

丙、牛革製調帯

種別	卸賣價格	小賣價格
幅一吋上	一呎に付 一呎に付	一呎に付 一呎に付
靴の修繕料金	〇・五〇	〇・七五
靴の修繕別	修繕料金	修繕料金
糸縫半張履修繕	三・六〇	三・八〇
釘打半張履修繕	三・〇〇	三・二〇
皮履修繕	一・三〇	一・五〇
ゴム履附替	一・〇〇	一・二〇

(備考) 小賣價格は十圓以上の價格に在りては物品税一割合の價格とす

食料品の價格は他の物價に比し騰貴率著しからずと雖も生活必需品なるが故に最も之が價格の調整に努むべきは言を俟たず従つて常に生産費低下に必要な方

生鮮食料品

策を講じ供給量の増加と之が減少の防止を圖るは勿論配給方法の改善、代用品の奨励等生産、分配を通じて之が合理化に努むることを必要とす一般大衆の消費節約は物價の調整に重大なる影響を來すを以て此際消費節約に努め家庭の消費經濟の認識を深め非營利團體の普及、現金買の風習の助成等に努むべきものとす

食料品中比較的騰貴率の高きは生鮮食料品なるを以て先づ之が小賣價格を適正にし一般消費者に對する價格を公正妥當ならしめるため左の應急的對策を實施すると共に今後之が根本的對策の攻究を爲さんとす而して生鮮食料品以外の食料品につきても可的速かに順次對策を樹立するものとす

- 一、小賣價格の表示に關し
 - (1) 凡て小賣價格は之を表示せしむること(例正札制等)
 - (2) 標準的品目に付ては、新聞紙ラヂオ(午前及び午後の放送)等を通じて毎日の小賣價格を公表し以て消費者大衆をして公正なる價格を了知せしむること
 - (3) 卸賣市場に於ては當日に於ける難相場を周知せしむる方法を講ずること
- 二、公設小賣市場、私設小賣市場に關し
 - (1) 公設小賣市場又は私設小賣市場の價格を適正ならしむることに依り一般小

- (2) 府、縣、市、中央卸市場及び小賣市場關係團體等には適當なる指導員を置き相互の聯絡を保ち公設小賣市場、私設小賣市場等をして適正なる價格を守らしむるやう指導せしむること
- (3) 指導員には主要品目に付き標準小賣價格を示すこと
- (4) 右標準小賣價格は卸賣價格に三割内外を加算したるを以て限度となすこと
- (5) 公設小賣市場と私設市場との聯絡を緊密なからしむること
- (6) 公設小賣市場を増設すること

左の諸法令は本書下版直前に公布されたる爲、時日の關係から此處に其の全文を採録することが出来ない。已むを得ず、それら諸法令の名稱を掲げておくだけに止める。(七月一日)

輸出入品臨時措置法關係

- 纖維製品販賣價格取締規則 (六月廿九日公布、施行)
- 綿製品の販賣制限に関する件(同上)
- 綿製品の加工制限に関する件(同上)
- 綿製品の製造制限に関する件(同上)
- 輸出綿製品配給統制規則 (六月三十日公布、七月一日施行)
- 皮革使用制限規則 (七月一日公布、施行)

皮革製品販賣價格取締規則 (同上)
皮革配給統制規則 (七月一日公布、八月一日施行)

有價證券取締法關係

- 庶民金庫法施行規則 (六月廿九日公布、施行)
- 庶民金庫登記令(同上)
- 庶民債券令(同上)
- 産業組合中央金庫法施行規則改正(六月廿九日公布、七月一日施行)
- 有價證券取締法ニヨル有價證券法ノ種類及ビ免許料ノ件 (六月廿九日公布、施行)
- 有價證券取締法施行規則 (同上)
- 有價證券引受業法施行ニ伴フ關係諸法令 (六月廿九日公布、七月一日施行)

日本經濟の戦時編成—定價—

昭和十三年七月二日印刷
昭和十三年七月五日發行

編輯 神原周平
日本橋區本石町三ノ二

印刷所 大日本印刷株式會社櫻町工場
牛込區櫻町七番地

發行所 東京市日本橋區本石町三ノ二
東洋經濟新報社
振替東京六五一八番

戦時経済法令集

東洋経済編
四六判二六二頁
定価九圓
送料九錢

事變勃發以來我々の生活が如何に戦時議會を通過の非常時立法によつて左右されるかは、蓋し思ひなかに過ぎるものあらう。最近の経済界の動向は國家總動員法、財政、金融、産業、貿易等の諸法律を良く理解することなしには、究め得ない。我社は國家總動員法を通過せしめた第七十三議會の終了を機として同議會を通過した非常立法を餘すところなく集成し、加ふるに各省大臣の提案理由を添へて、一卷にまとめ、統制の全貌を明にするに便ならしめた。戦時體制の何ものたるかを理解しそれに基く眞摯なる協力をなすため速に本書を讀まれん事を薦む。

中支經濟の全貌と開發上の諸問題

東洋経済編
四六判一〇四頁
定価四拾錢
送料六錢

中支を如何に處理するかは對支國策上の重大問題である。通貨對策も未だ具體化せず、維新政府の臨時政府への合流も早急に實現しきうにない。北支に對する従として經營される中支ではあるが、その對策宜しきを得なければ對支國策全體に及ぼす影響は蓋し甚大である。本書はかうした問題を全面的に分析し、併せて産業開發の方向を明示してをる。類書の稀なる際『生きた中支經濟讀本』として精々利用されんことを望む。

東洋經濟新報社
東京・日本橋本町三ノ二
東六番五
東一
京八

一、吉田、秘制是也、此發強

二、他、法、作、十、國、法、

三、今、日、法、作、三、二、三、何、力、十、力、

欠、錄

其、他、法、作、三、二、三、何、力、十、力、

其、他、法、作、三、二、三、何、力、十、力、

精、製

由、田、治、兵、

